



# 愛知

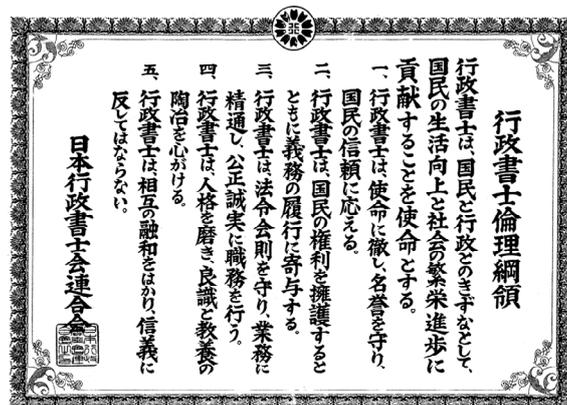
- 愛知県行政書士会 平成28年度第66期定時総会
- 平成27年度 第7回理事会
- 平成28年度 第1回理事会



## 岡崎市 市制100周年

# 目次

絆	愛知県行政書士会 副会長 西川 剛史	1
愛知県行政書士会平成28年度第66期定時総会		2
平成27年度第7回理事会		3
平成28年度第1回理事会		3
名城君と学ぶ税法 第5回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	4
愛知県の消防・防災(1)	愛知県防災局災害対策課	7
ちょっと役立つ豆知識	中央支部 金 恩瑩	10
お知らせコーナー 農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地利用計画変更の申出について(通知)		12
太陽光発電設備を設置する場合の農業振興地域内農用地区域除外申出を行う際の基準の策定について(通知)		13
農地法関係許可申請等取扱ハンドブック(第五版)の修正について(通知)		15
会報の送付についての会員宛アンケート		16
ライブラリ研修動画一覧		17
ライブラリ研修申込書		19
業務相談会のお知らせ		20
業務相談会申込書		21
第27回全国女性行政書士交流会		22
会員訪問記(知多支部 伊藤 友子会員)	会報委員 鈴木 直美	23
支部だより		24
事務局だより		41
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		44
コスモスあいちコーナー		51
あとがき		53



# 絆

## 副会長 西川 剛史

平成28年4月14日に熊本地震が発生しました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。同時に、被災地等におきまして、救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。皆さまの安全と一日も早い復興を祈念しております。

日本行政書士会連合会(以下、「日行連」といいます。)では、本年4月19日に大規模災害対策本部を立ち上げ、4月20日、21日に開催された理事会で全国の行政書士会から被災地の行政書士会及びその会員の皆さまへの寄付を使徒に義援金を募集する決定がなされました。また、日行連及び各行政書士会が行う被災地支援活動を使徒に、ホームページ等で会員の皆さまに支援金のご協力を呼びかけてまいりました。復興には長い時間がかかると思われます。引き続き、ご支援のほどをお願いいたします。

日行連では、総務省と連携しつつ、関係中央省庁及び被災地自治体などに①行政の受付窓口等における支援②行政等の相談窓口における相談員の派遣③被災者が行う各種行政手続きにおける申請書類の作成や手続の代理④行政書士会による無料相談会の設置などについて協力を申し入れました。私こと昨年8月から日行連申請取次行政書士管理委員会委員長を拝命しましたが、同管理委員会からも法務省入国管理局に協力の申し入れを行いました。

5月20日から熊本県行政書士会では、市町村の窓口に向くことができない方々に代わって「り災証明書」等の申請手続きを無料で行う取り組みを始めています。災害直後の困難な状況に国籍は関係ありません。平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の際、兵庫県には約10万人の外国人が住んでいたそうですが、業界の同志が挙って集い、被災者支援にあたりました。平成23年3月11日に発生した東日

本大震災では、キャラバン隊を結成して被災自動車の抹消登録等の被災者支援、原子力損害賠償請求作成支援、相続諸問題・自動車税の還付手続・外国人の在留問題等に関する無料相談を実施してきたのは記憶に新しいところです。

愛知県並びに名古屋市と愛知県行政書士会(以下、「本会」といいます。)との間では、既に「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結しています。本年2月10日には、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町と本会知多支部、5月26日には刈谷市と本会碧海支部との間でも同様の協定が締結されました。南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、私たちはどう動くのか。これまでの復興支援への歩みや実践例に学び、日頃の準備を怠ってはなりません。

行政書士の活躍の場は、ますます広がっています。例えば、入管法改正に伴い申請等取次業務にも追い風が吹いています。昨年4月からは、従来の在留資格「投資・経営」が「経営・管理」に変更され、外国人の投資要件が撤廃されました。これによりビジネスチャンスが拡大しました。在留資格「高度専門職」が創設され、ポイント計算により出入国管理上の優遇措置を受けられる制度も拡充してきました。マイナンバー制度が開始され、入国在留関係諸申請業務に加えて、法令遵守に伴う企業法務アドバイザーとしての役割も高まっています。国際社会に照らして、様々な制度の真価と日本の品格が問われています。

私たち行政書士は、社会調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じて、人びとの生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。その真心こそが地域住民と行政との絆であり、生きる証です。

## 愛知県行政書士会 平成28年度第66期定時総会

日 時 平成28年 5月30日(月)  
午後 1時～ 4時15分

場 所 キャッスルプラザ 4階 鳳凰の間



平成28年度第66期定時総会が、愛知県知事 大村秀章様、総務省中部管区行政評価局総務管理官 加藤寿之様、厚生労働省東海北陸厚生局総務管理官 鈴木剛様、飛鳥村長 久野時男様を始めとする関係諸官庁の皆様、駐名古屋大韓民国領事 金在斗様を始めとする関係団体の皆様、愛知県司法書士会副会長 川本豊様を始めとする関係士業の皆様、そして近隣行政書士会の皆様のご臨席を賜り開催されました。

会長からの平成28年度に向けてのあいさつの後、日本行政書士会連合会中部地方協議会会長 大塚謙二様、飛鳥村長 久野時男様に祝辞を頂戴しました。

愛知県知事 大村秀章様からはご到着次第あいさつをいただきました。

暫時休憩の後、正副議長（議長：西北支部 日栄政敏会員、副議長：岡崎支部 野川英樹会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（一宮支部 平松里香会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（新城支部 木下一成会員）より説明がありました。

### 定足数の確認

平成28年 5月30日現在の個人会員数2,850人  
委任状を含んだ出席者数1,606人  
(定時総会出席者数268人 有効委任状数1,338人)

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に西北支部 野口千砂会員、岡崎支部 小林幸男会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

### 議題

第1号議案 平成27年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 平成27年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 平成28年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成28年度会計予算（案）承認の件  
上記議案は一括上程され、両議案について提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

定期大会終了後、5時30分より、懇親会を開催しました。

日本行政書士会連合会副会長 矢野浩司様、愛知公証人協会会長 野田弘明様、中華人民共和国駐名古屋総領事館副領事 丹増朗杰様を始め、多くの来賓のご臨席を賜って開会され、来賓あいさつを日本行政書士会連合会副会長 矢野浩司様、愛知公証人協会会長 野田弘明様に頂戴し、盛会のうちに閉会しました。

## 平成27年度 第7回理事会

日 時 平成28年 3月29日(火)  
午後 2 時  
場 所 愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室  
出席者 正副会長 6人  
常務理事 10人  
理 事 43人  
計 59人  
会長出席要請役員 4人

### (1) 審議事項

- 第一号議案 総会運営委員会委員の選任について  
第二号議案 愛知県行政書士政治連盟との負担金  
契約書(案)について  
第三号議案 会計顧問の選任について  
第四号議案 会員の処分について  
第五号議案 行政書士法人間瀬芳江事務所の会費  
について

全ての議案が原案通り可決承認された。

### (2) 協議事項

- ① 定時総会提出議案 第1号議案  
「平成27年度事業経過報告」について  
定時総会提出議案 第3号議案  
「平成28年度事業計画(案)承認の件」について  
定時総会提出議案 第4号議案  
「平成28年度会計予算(案)承認の件」について

### (3) 理事からの提案議題について

### (4) 報告事項

- ① 平成28年度名古屋国際センター行政相談員に  
ついて  
② 平成28年度の経営事項審査補助業務要員内定  
者について  
③ 平成28年度の建設業許可申請等受付補助業務  
要員内定者について  
④ 事業報告について  
⑤ 今後の予定について  
⑥ 愛知県行政書士会定時総会における委任状及  
び質問書の締切日について  
⑦ 愛知県行政書士会定時総会における委任状及  
び質問書の取り扱いについて  
⑧ 平成28年度広報関係支部補助金試算表

### (5) その他

## 平成28年度 第1回理事会

日 時 平成28年 4月18日(月)  
午後 2 時  
場 所 愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室  
出席者 正副会長 6人  
常務理事 10人  
理 事 43人  
計 59人  
会長出席要請役員 4人

### 議 題

### (1) 審議事項

- 追 加 審 議 熊本県等の震災に対する災害見舞金  
について

第一号議案 科目間の流用について

第二号議案 定時総会提出議案について

第1号議案

「平成27年度事業経過報告」について

第2号議案

「平成27年度会計決算承認の件」について

第3号議案

「平成28年度事業計画(案)承認の件」について

第4号議案

「平成28年度会計予算(案)承認の件」について

第三号議案 日本行政書士会連合会定時総会の代  
議員等の選任について

第四号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議  
会定時総会の代議員等の選任につ  
いて

全ての議案が原案通り可決承認された。

### (2) 報告事項

- ① 定時総会について  
② 平成27年度事業報告について  
③ 平成28年度愛知県行政書士会会長表彰候補者  
及び慶祝者について  
④ 平成28年度日本行政書士会連合会会長表彰受  
賞者の推薦について  
⑤ 日本行政書士会連合会定時総会の質問書につ  
いて  
⑥ 常設無料相談員の募集について  
⑦ 会報の送付についての会員宛アンケートにつ  
いて

### (3) その他

# 名城君と学ぶ税法 第5回

## パナマ文書の衝撃

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

### 登場人物

名城(なしろ): 行政書士を目指して勉強している法学部4年生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長: 行政書士光田事務所を開業して36年のベテラン。税法にも詳しい。

白木: 光田事務所勤務9年目の女性職員。事務所内のことはすべて把握している。

### パナマ文書の意義と影響

名城 パナマ文書すごいですね～。この言葉を聞かない日はないくらい連日報道されていますね。

白木 名城君が知っているくらいだから相当なものよね。

名城 どういう意味ですか、白木さん。僕は、お金持ちが国境を越えて課税を逃れるのは許せないんですよ！

白木 でも脱税じゃないんでしょ？パナマでは適法に認められている方法を使って税を軽減しているなら、名城君が怒っても仕方がないんじゃないの？

名城 そうはいつでも、そのお金持ちが日本で経済活動をしていればその税金は日本に払うはずなのに、わざわざ海外で、しかもペーパーカンパニーを作って税金を逃れるのは納得がいかないですよ。

光田 二人が言っていることはそれぞれもっともだ。ところで、なぜパナマ文書がここまで世界中に衝撃を与えているか、わかっているか？

名城 世界中のお金持ちがどれだけ課税を逃れているかが明らかになったからじゃないんですか？

白木 でも、その方法は違法じゃないのよ。

名城 わかった！パナマが「タックス・ヘイブン」だからだ！

光田 タックス・ヘイブンだとどうなんだ？

白木 そもそもタックス・ヘイブンってなんだかわかってる？名城君。

名城 税負担が軽くて済むような制度を持っている国や地域ってことじゃないんですか？母国で納めら

れるはずの税収が減るからその国は困るし、そういうことができる人だけが得をするから不公平だということですよ。

光田 それは当たっているが、タックス・ヘイブンの一面しか理解していないぞ。

白木 ちなみに名城君、「タックス・ヘイブン」は“tax haven”だからね。日本語でいうと「租税回避地」。いくら税金が安くて済むから“tax heaven”「税金天国」じゃないことくらい知っているでしょ？

名城 そ、それくらい知ってますよ(汗)。

白木 知らなかったのね。

### タックス・ヘイブンの意義と問題

光田 タックス・ヘイブンに当たるかどうかについては、次の4つの基準が示されている(OECD租税委員会「有害な税の競争」(1998年))。

- ① まったく税を課さないか、名目的な税を課すのみであること
- ② 情報交換を妨害する法制があること。
- ③ 透明性が欠如していること
- ④ 企業などの実質的活動が行われていることを要求しないこと

名城 へー、税負担が少なくて済むということだけがタックス・ヘイブンの定義ではないんですね。

光田 この基準は何度か見直しが図られていて、現在では②と③の基準が重視されているんだ。

名城 秘密を守るから安心して投資してください、という政策をとっている国や地域ということなんです。

光田 そうなんだ。自国民の資産がどれだけ国外、とりわけタックス・ヘイブンに流出しているかということは、調べてもわからなかったわけだ。

名城 その情報がまとまって出てきたというのが今回のパナマ文書なのですね。そりゃあ世界に衝撃が走りますね。

光田 さらに、タックス・ヘイブンを通じて、次のような問題が起きているんだぞ(志賀櫻『タックス・ヘイブン—逃げていく税金』(岩波新書、2013年) 6

頁より)。

- ① 高額所得者や大企業による脱税・租税回避
  - ② マネー・ロンダリング、テロ資金への関与
  - ③ 巨額投機マネーによる世界経済の大規模な破壊
- 名城 テロ資金につながっているんですか！ますます許せないじゃないですか！

光田 突如として起きる金融危機は、投機マネーの大規模な取引が影響しているといわれている。そのような資金はタックス・ヘイブンを通じて保護されている例が多いとされているんだ。

### タックス・ヘイブン対策税制

名城 何か対策はないのですか？

光田 日本でも、タックス・ヘイブン対策税制が租税特別措置法に定められている。たとえば、日本の会社がタックス・ヘイブンに子会社を作ってそこで利益を上げた場合、その国ではほとんど税がかからないか、きわめて少ない税負担で済むことになる。また、親会社が所在する日本ではその利益には課税されない。そうすると税収が外国へ逃げるだけでなく、そもそも課税がほとんどされず会社の利益になってしまうというわけだ。

名城 対策が必要ですね。

光田 そこで、法人に対する所得税が存在しないとか、税率が20%以下の国や地域に本店等を有する外国子会社等を対象として、日本の親会社の所得に合算して課税するというのが、現在のわが国のタックス・ヘイブン対策税制だ。

名城 そういう税制があるのなら、あまり問題は起きないような気がします。

光田 その網の目をくぐって規制をすり抜ける手法が考え出されている。たとえば、現行のタックス・ヘイブン対策税制は外国の子会社を対象としているが、組合や信託など会社とは異なる事業体を作って利益を上げた場合には、この税制の対象とできるかどうか微妙なケースがある。

名城 さらに、この税制を適用するには、納税者である会社自身が適正に申告していることが前提となるのですよね。

白木 名城君が会社の経営者だったら、わざわざタックス・ヘイブンに子会社を作って「これだけの利益を上げたので課税してください」なんて言う？

名城 僕だったら、そもそもタックス・ヘイブンに子会社を作るなんてことはしないですよ。

白木 本当かしら？！

光田 どんなに優れた対策を講じても、実態がつか

めないことには課税は難しい。だから、「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から一定金額以上の国外財産を有する居住者には、国外財産調書の提出が義務付けられているんだ。

白木 本当は出てこないはずのものが出てきちゃったから、パナマ文書は話題を呼んでいるのですね。

名城 「国外財産調書制度」が適用されるのは、どれくらいの海外資産を保有している場合なんですか？

光田 年末において保有する国外に所在する資産が時価ベースで5,000万円を超える場合となっている。

名城 5,000万円ですか。あ～よかった。僕には関係ないな。

白木 あるわけじゃないの。そもそも名城君は海外に資産があるの？

名城 いや、そういうわけではないんですけど、ほら前回、言ったじゃないですか。僕、夏に短期留学を計画しているんですよ。それでもし、国外にちょっとでも財産を持っていると手続が必要になると困るなどと思って。

白木 出国時に課税するしくみが昨年からできたって聞いたけど、そのこと？

名城 えっ、そんな制度があるんですか！？

### 国外転出時課税制度

光田 「国外転出時課税制度」のことだ。これには、①居住者が国外に出国する時点で課税される制度（出国時課税制度）と、②国内にいる居住者の財産が国外にいる者に対して相続や贈与によって移転する際に課税される制度（国外相続・贈与時課税）の2つがある。

名城 相続や贈与ではないから、僕に関係ありそうなのは①の出国時課税の方ですね。でも、なぜ出国するだけで課税されるんですか？憲法では「居住・移転・外国移住の自由」が22条で保障されているのに。

光田 この制度は出国という行為自体に課税するわけではない。有価証券などの対象資産を1億円以上保有する居住者が国外に住所を有することとなる際に、その資産の含み益が実現したものとみなして課税するという制度だ。

名城 含み益の実現ですか……。

光田 たとえはこういう話だ。Aさんが1,000万円で購入した株を持っているとする。その株は現時点で2億円の価値がある。つまり、もしこの株を今売ればAさんは1億9,000万円の利益を得ることがで

きるといわけだ。だから、この株には1億9,000万円の含み益があるといわけだ。

名城 なるほど。

光田 でもその株を売らない限り、その含み益は現実のものとはならない。だから、利益が現実のものとなる、つまり実現するまでは課税しないというのが原則だ。

名城 そりゃそうですよね。何も具体的な利益を得ていないのに税金だけ払え、というのは無茶だ。

光田 ただ、Aさんがこの株を日本国内で売らずにタックス・ヘイブンへ転出し、そこで売ったとしよう。もしそのタックス・ヘイブンでは株を売っても課税されないという制度があったとすると、その含み益はまったく課税されず、Aさんはまるまる利益を得ることになる。

名城 それは不公平ですね。何とかしなきゃ。

光田 そこで、そのような実現していない含み益でも、国外転出時に実現したものとみなして課税するというのがこの制度なんだ。

名城 利益は実現していなくても、1億円も資産がある富裕層なら税金くらい負担できそうですね。

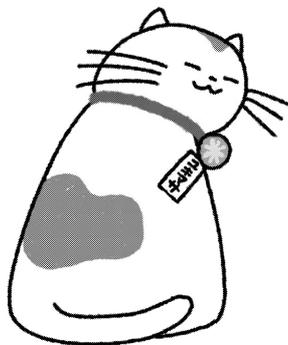
光田 納税が困難な場合には、一定の手続を採れば納税を猶予するという制度も設けられている。

名城 世界がグローバル化して、いろいろと難しい問題もあるのですね。

光田 課税権は国家の主権の一部だから、他国の制度に口を出すことは困難だ。タックス・ヘイブンの国や地域は、国外からの資本を呼び込む政策のために優遇措置を講じている。しかし、もはや課税を逃れた資金がテロ活動の資金になっていたり、貧富の格差を増長していることを考えると、私は国際社会が連帯して税制を考えなければならないと思う。

名城 僕が将来、大金持ちになったらどんどん税金を払って国際社会に貢献しますよ！

白木 わずか1カ月の短期留学なのに、出国税がかからないか？なんて小さな心配をしているようでは、大金持ちにはなれないわよ、名城君。



# 愛知県の消防・防災（1）

愛知県防災局災害対策課

## 1 はじめに

この度、愛知県行政書士会の御好意により、愛知県の消防・防災関係をテーマとした連載の機会を設けていただくこととなりました。（平成28年7月号から平成29年5月号（隔月全6回））

愛知県防災局各課の消防・防災の取り組みや県民の皆様にご存知の御好意により、愛知県行政書士会会員の皆様の防災意識の高揚に少しでもお役に立てればと考えております。

## 2 平成28年熊本地震における愛知県の対応

4月発生しました熊本地震で犠牲となられた方々に心からご冥福を申し上げますとともに被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

ここでは、熊本地震における愛知県の対応を紹介させていただきます。

### (1) 地震の概要

平成28年4月14日(木) 21:26 最大震度7

平成28年4月16日(土) 1:25 最大震度7

#### 【多数の余震の発生】

（平成28年6月13日7時現在（気象庁調べ））

震度1以上を観測した地震 1,728回

震度7(2)、6強(2)、6弱(3)、5強(4)、5弱(8)、4(88)、3以下(1,621)

### (2) 被害状況（平成28年6月10日消防庁まとめ）

死者 69名（内災害関連死20名）

負傷者 重症344名、軽傷1,319名

住家被害

全壊7,363棟 半壊21,981棟 一部損壊107,204棟

### (3) 本県の初動対応

4月14日(木)地震発生

→応援要請に備え災害対策課職員1名登庁

4月16日(土)～17日(日)

→各部局の当面の取組の把握

4月18日(月)

愛知県被災地域支援対策本部幹事会の開催

→全庁を挙げた支援の実施確認

以降、概ね週1回の頻度で開催し、各種支援の進捗管理の徹底

4月18日(月)～20日(水)

先遣隊による情報収集（福岡県庁、熊本県庁、

熊本市役所、益城町役場及び菊池市役所等）

### (4) 支援の取組み（人的支援）

① 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣

② 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣

③ 医療救護班の派遣

④ 保健師の派遣

⑤ 小児科医師の派遣

⑥ 災害医療コーディネーターサポート医師の派遣

⑦ 管理栄養士の派遣

⑧ 建築物の応急危険度判定業務要員の派遣

⑨ 被災宅地の応急危険度判定業務要員の派遣

⑩ 被災者の捜索・救助活動

⑪ 検問・交通整理

⑫ 避難所運営支援、災害対策本部運営支援

⑬ 全国知事会現地本部要員の派遣

### (5) 支援の取組み（物的支援）

① アレルギー対応粉ミルクの提供

### (6) 被災者受入れ支援

① 公営住宅での受入れ

② 地方職員・公立学校共済組合施設での受入れ

③ 被災児童の公立学校での受入れ

④ 書籍貸出時利用カード発行事務の便宜供与

### (7) その他の支援

① 義援金の受付

② 災害見舞金の支給

### (8) 災害時における自治体の広域応援の仕組み

大規模災害発生時には「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整の下で全国的な広域応援を実施することとしています。

今回の熊本地震においても、全国知事会から中部圏知事会への支援要請により、大分県を中心とした熊本県南阿蘇村の避難所及び災害対策本部の運営支援に参加することとなりました。

南阿蘇村役場職員も被災者であり、職員も疲労が蓄積していることを考慮しての支援であり、避難所では、掃除・ゴミ捨て、物資の管理・整理・提供、配食の補助、避難所名簿の管理、自衛隊や衛生関係の調査対応及び当直業務などを実施しました。

災害対策本部運営支援においては、避難住民に対する住宅再建に関する意向調査を行い、今後の住宅確保対策の基礎資料の作成など、復旧・復興に向けての支援を実施しました。

(9) 今回の地震で浮き彫りになった課題

- ① 市町村庁舎の被災等による行政機能の低下
- ② 多数の避難所外避難者（車中泊者）の発生
- ③ 避難所でのノロウイルス感染者の集団発症
- ④ 支援物資の滞留

(10) 今後の対応

今回の熊本地震で起きた事象を検証し、必要に応じて、県の今後の防災対策に反映していくこととしています。



### 3 平成28年度県民総ぐるみ防災訓練

愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）においては、国、県、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに、できる限り多くの民間企業、住民等の協力、連携のもとに、大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施することとなっております。

県民総ぐるみ防災訓練は、発生が懸念される南海トラフ地震を始めとする大規模地震を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的に、昭和53年以降、愛知県防災会議の主唱により毎年実施しております。

今年度、愛知県が実施する防災訓練について紹介させていただきます。

(1) あいちシェイクアウト訓練の参加者を募集

愛知県では、南海トラフ地震等の大地震発生の際に、県民それぞれがその場に応じた身の安全を確保できるようシェイクアウト訓練を、県民総ぐるみ防災訓練の一つとして実施します。

昨年は約35万人の方々に参加いただきました。

今年は、50万人を目指して多くの方々の参加を得たいと考えていますので、是非、事務所の職員の皆さんやご家族、ご友人などと一緒に参加表明をしていただき、訓練を行っていただく。

さい。

① 対象者

県内全域の県民、企業、学校、グループ等（県外の方も可）

② 実施日時

平成28年9月1日(木)

正午から1分間を基本とする。

※ ただし、参加表明を行い、独自に設定した日時で実施することも可。

（例：11月5日(土)の津波防災の日又は別日に学校等で行う防災訓練等）

③ 訓練内容

時報等を合図に地震から身の安全を守る行動の1-2-3を約1分間実施する。



◇自分を守る1-2-3

- ① しせいをひくく
- ② あたまをまもり
- ③ じっとする

※ 訓練を実施する際には周りの安全をよく確認してから行ってください。

④ 参加方法

平成28年8月31日(水)までに、申込サイトに必要項目を入力（FAXも可）して訓練への参加表明をしてください。

○申込サイト <http://aichi0901.pref.aichi.jp/>

⑤ 協力

愛知工業大学（地域防災研究センター）、あいぼう会、(株)エーアイシステムサービス、(株)ファルコン、シェイクアウト提唱会議

(2) 平成28年度愛知県・岡崎市総合防災訓練

今年度は岡崎市との共催により、総合防災訓練を実施します。

訓練当日は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関が連携した救出救助訓練を始めとする実働訓練や防災関係機関等による防災に関する展示、体験ブース設置による防災啓発、市内の小中学校を会場とした、避難訓練及び避難所開設運営訓練及び名鉄東岡崎駅周辺を会場とした、帰宅困難者の受入、支援訓練等を実施する予定です。

① 日時

平成28年8月28日(日)午前

② 場所

岡崎市（岡崎中央総合公園等）

- ③ 主催  
愛知県、岡崎市
- ④ 想定災害  
南海トラフ地震
- ⑤ 訓練の内容

防災関係機関、地域住民等の協力・連携のもとに、救出・救助訓練、避難所運営訓練、帰宅困難者支援訓練等、災害応急対策に係る総合的な訓練を実施する。



### (3) 平成28年度愛知県・弥富市津波・地震防災訓練

東日本大震災における津波による甚大な被害が発生し、この地域でも南海トラフ地震の発生が危惧されています。

大規模な地震及びこれに伴う津波を想定し、避難を呼びかけ、避難場所への避難訓練を行い

実際に津波が発生した際に迅速な行動ができるよう弥富市との共催により、津波・地震防災訓練を実施します。

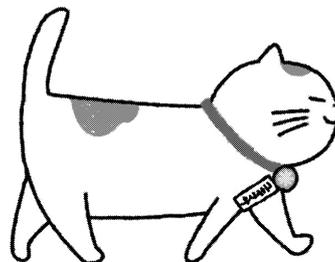
- ① 日時  
平成28年11月6日(日)午前
- ② 場所  
弥富市（木曾川グランド等）
- ③ 主催  
愛知県、弥富市
- ④ 想定災害  
南海トラフ地震及び津波
- ⑤ 訓練の内容

地域住民が、津波避難場所に向けて避難訓練を実施するとともに、防災関係機関等の協力・連携のもとに、災害応急対策に係る訓練を実施する予定です。

### 4 おわりに

災害が起きた時には、常日頃から取り組んでいることが必ず生きてきますので、県の総合防災訓練に関わらず、お住まいの市町村で開催されます防災訓練に御参加いただき、災害への備えを確かなものにしてください。

「備えあれば憂いなし」よろしくお願ひいたします。



# ちょっと役立ち豆知識

## 外国人と社会保障制度

## ～年金の脱退一時金制度～

中央支部 金 恩 瑩

前回まで日本に住所を有する外国人も日本の健康保険及び年金制度の加入対象者であり、日本と社会保障協定を締結している国との間では、両国間における年金加入期間の通算や保険料の二重負担の防止について調整できることをみてきました。

それでは、まだ日本と社会保障協定を締結していない国や社会保障協定締結国であっても、年金の調整を望まず一時的な在留を終えて自国に帰国する外国人の場合は、それまで納付した日本の年金保険料はやはり掛け捨てになってしまうのでしょうか。

今回は、外国人が日本を出国後に請求できる年金の脱退一時金制度について、大まかな内容をみてみたいと思います。

### ■短期在留外国人の脱退一時金

#### 1、支給要件

脱退一時金は、原則として以下の条件すべてに該当する外国人が国民年金、厚生年金保険又は共済組合等の被保険者（組合員等）資格を喪失し、日本を出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- (1) 日本国籍を有していない。
- (2) 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある。
- (3) 日本に住所を有していない。
- (4) 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない。

#### 2、必要書類

届書等名称
脱退一時金請求書（日本年金機構HPからダウンロード可能） ※英・中・韓・フィリピン・ポルトガル・スペイン・インドネシア・ベトナム・タイ語対応
添付書類
1. パスポート（旅券）の写し 最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ 2. 日本に住所を有さないことが確認できる書類 3. 「銀行名」「支店名」「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書等又は「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受ける必要があります） 4. 年金手帳

#### 3、提出先

請求者（本人又は代理人）が脱退一時金請求書を日本年金機構へ提出します。

区分	内容
提出時期	短期在留外国人が日本から出国したときで、出国後2年以内
提出先	日本年金機構本部
提出方法	電子申請、郵送 ※旅行など、就労以外の目的で来日した場合は、窓口受付が可能

## ■再入 国許可・みなし再入国制度による出国時

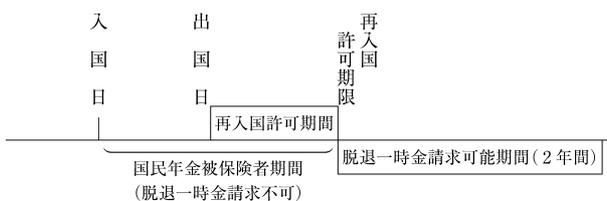
(1) 市区町村に転出届を提出したうえで、再入国許可を受けて出国している者は、脱退一時金を請求することができます。転出届を提出していない場合、再入国許可期間内は、原則として脱退一時金を請求することができません。

再入国許可を受けて出国後、国外へ住所を移す場合には、市区町村へ転出届を提出する必要があります。市区町村へ転出届を提出したうえで、再入国許可を受けて出国している方は、脱退一時金を請求することができます。

(2) やむを得ない事由により国外へ住所を移すこととなり、市区町村へ国民年金の資格喪失届を提出した場合は、脱退一時金を請求することができます。

再入国許可を受けて出国後にやむを得ない事由により住所を国外へ移すこととなった場合は、市区町村へ国民年金の資格喪失届を提出する必要があります。この届出を提出した場合に限り、再入国許可の有効期間（みなし再入国許可期間）が経過する前に脱退一時金の請求をすることができます。なお、脱退一時金の請求が可能な期間は、国民年金の被保険者資格の喪失日から2年以内となります。

\*再入国許可を受けた方が再入国許可の有効期間までに再入国しなかった場合



原則として、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できません。なお、国民年金の被保険者資格の喪失日（再入国許可の有効期間＜みなし再入国許可期間＞が経過した日）から2年間が脱退一時金の請求可能期間となります。（再入国許可期限内であっても住民票が消除される場合がありますので、脱退一時金請求の時効起算日についてはご注意ください。）

## ■源泉所得税の還付請求

厚生年金の脱退一時金は、20%の源泉所得税が引かれて振り込まれますが還付請求をすれば所得税は還付されます。還付金は海外への送金はできないた

め、日本に住所を有する納税管理人を指定しておく必要があります。

### 【還付請求方法】

①日本を出国する前に、外国人登録をしていた居住地を管轄する税務署に納税管理人の届出書を提出しておきます。

※納税管理人は、日本に住所がある人であれば誰でもよく、帰国時に納税管理人届出書を提出できなかった場合は還付申告時に提出してもよいです。

②「脱退一時金決定通知書」を受け取ったら、原本を納税管理人（日本）へ郵送します。

③納税管理人が税務署に還付申告して、税金が還付されます。

※還付請求は日本出国後5年以内にしなければなりません。

## ■留意事項

脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったこととなります。日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある者については、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び相手国の年金を受け取ることができる場合があります。

脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなるため注意が必要です。

脱退一時金の詳しい内容については、日本年金機構HPをご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsu-duki/kyotsu/20140710.html>

# お知らせコーナー

刈農第134号

平成28年5月2日

愛知県行政書士会  
会長 山田高嗣様

刈谷市長 竹中良則  
(公印省略)

農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地利用計画変更の申出  
について（通知）

新緑の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、見出しのことにつきまして、本市では平成27年5月1日から閉鎖して整備しておりました農業振興地域整備計画の見直しが完了しました。これに伴い、農用地利用計画変更申出（農振除外、用途区分変更など）の相談及び受付を下記のとおり再開いたします。つきましては、会員の方々にお知らせいただきますようお願いいたします。

記

除外申出受付開始 平成28年10月案件  
(申出書提出締切日は、平成28年8月1日)  
農業用施設用地設定についても同様に受付します。

連絡先 刈谷市役所産業環境部農政課農地係  
電話 0566-62-1015  
FAX 0566-27-9652  
電子メール nousei@city.kariya.lg.jp

2015.17  
5-45

28江農第2119号  
平成28年5月2日

愛知県行政書士会  
会長 山田 高嗣 様

江南市長 澤田 和延  
(公印省略)

太陽光発電設備を設置する場合の農業振興地域内農用地区域除外申出を行う  
際の基準の策定について (通知)

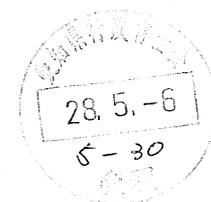
本市では太陽光発電設備を設置する場合の江南市農業振興地域整備計画における農用地  
利用計画変更(除外)申出を行う際の基準を別紙のとおり6月1日(7月20日受付締切分)  
より施行しますので、各会員の皆様にも周知をお願いします。

また、今後の受付につきましては、以前と同じく年4回(1月、4月、7月、10月)受  
け付けます。締切日は、各月20日(土曜日・日曜日・祝祭日の場合は前日)です。

なお、除外申出をするには、都市計画法や農地法など、他の法令との調整が必要です。詳  
しくは、下記までお尋ねください。

【問合せ】

農政課 農業振興グループ  
0587-54-1111 (内線332)



太陽光発電設備を設置する場合の江南市農業振興地域整備計画に  
おける農用地利用計画変更（除外）を行う際の基準

太陽光発電設備の設置を目的とする農用地区域除外の申出があったとき、次の①・②・③のいずれかの場所に位置する土地については承認できないこととする。ただし、当該設備が地域農業の振興に資する施設と認められる場合を除く。

- ①農地法の立地の許可基準に規定される第1種農地および甲種農地に区分される土地
- ②農用地区域除外の要件「江南市同意基準」の適用を受ける土地
- ③農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない土地

(附則)

この基準は平成28年6月1日より施行する。



28農振第127号

平成28年5月10日

愛知県行政書士会長 殿

愛知県農林水産部長



農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）の修正について（通知）

平成28年4月1日施行の農地法等の改正に伴い、農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）を別添の表のとおり修正しますので、ご承知ください。

なお、農地法第3条関係につきましては、平成24年4月1日から農地法上、農業委員会の事務となっておりますので、修正を行う予定はありません。

担当 農業振興課農地管理グループ（馬場）

電話 052-954-6405（ダイヤルイン）

※

農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）修正箇所の特添の表につきましては、愛知県行政書士会ホームページ「会員ページ」内の「会員向けお知らせ」と「業務部情報」の「土地利用部」に掲載しております。

## 会報の送付についての会員宛アンケート

愛知県行政書士会 広報部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、広報事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、広報部では、限りある資源の有効利用及び電子媒体の浸透によるペーパーレス化の傾向にある状況を鑑み、会報の紙媒体での発行の見直しを検討することと致しました。

予てより会報は、ホームページにて閲覧していただけるよう掲載しております。

印刷費、郵送費等ペーパーレス化により節減できる費用で誌面をより充実させることをはじめ、会報予算を他の広告費用へ振り向ける等、会費の有効利用につなげることを考えています。

つきましては、平成28年4月より、1年間を目処に紙媒体での発行が不要な会員の回答を下記によりお願いをして参ります。

会報の紙媒体での発行不要のご連絡をいただいた会員には、平成29年度5月号から郵送を停止させていただく予定です。

なお、当該アンケートは、ホームページの「会員ページ」の「会員向けお知らせ」にも掲載しておりますのでご利用ください。

※ 既にご回答いただいている方にもお送りしていますので、ご了承ください。

### 記

#### アンケート内容

Q1. 愛知県行政書士会会報の紙媒体での発行は不要です。

支部名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ [愛知会会員番号 \_\_\_\_\_]

Q2. 会報・ホームページについて、ご意見等ありましたらご記入ください。

※ アンケートは、事務局FAX [052-932-3647] にお送りください。

## ライブラリ研修動画一覧

(平成28年 5月25日現在)

	部局	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務	525	2016/2/23	行政書士制度65周年記念講	○
2	企画	376	2011/9/8	6次産業化法研修会	○
3		495	2014/8/29	ROBINS確認者研修会	○
4	建設	398	2011/12/15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について	×
5		441	2012/7/24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
6		449	2012/10/15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
7		472	2013/9/26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
8		474	2013/10/18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
9		494	2014/8/25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
10		498	2014/9/18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
11		500	2014/10/15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
12		512	2015/3/20	建設業許可と経審について（大臣）	×
13		513	2015/8/25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
14		514	2015/9/16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
15		515	2015/10/15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
16		518	2015/11/19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
17		運輸	357	2011/1/26	倉庫業について
18	404		2011/10/26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
19	446		2012/10/10	一般貨物運送業の許可申請について	○
20	457		2012/12/17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
21	501		2014/10/29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
22	519		2015/11/5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

お知らせコーナー

	部局	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
23	国際	420	2012/2/25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	
24		467	2013/2/13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	
25		480	2013/10/31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	
26		486	2014/2/21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○	
27		488	2014/3/17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
28		504	2014/12/4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
29		509	2014/12/25	はじめての国際法1	○	
30		510	2015/2/18	はじめての国際法2	○	
31		517	2015/11/24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	
32		521	2016/1/28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○	
33		526	2016/3/7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	
34		土地	374	2011/8/23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
35			442	2012/8/8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
36	451		2012/10/31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○	
37	461		2013/1/31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に開けない市街区調整区域の話	○	
38	489		2014/3/24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○	
39	493		2014/7/24	愛知県における開発許可等	○	
40	502		2014/11/12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
41	507		2015/1/19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
42	516		2015/9/24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	
43	523		2016/1/27	行政書士の土地利用業務について	○	
44	法人	425	2012/6/28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	
45		445	2012/9/24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	
46		473	2013/10/10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
47		481	2013/12/13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
48		490	2014/2/19	風俗営業許可申請について	○	
49		499	2014/10/6	経営者保証のガイドラインについて	○	
50		511	2015/2/12	医療法人の設立について	×	

## ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL ( )		—
	メールアドレス	FAX ( )		—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

## 誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

## 【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

# 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

## 初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について  
開催日 毎月第4木曜日に開催  
時間 午後1時30分

### 【産廃(収運)業許可申請相談会】

内容 産業廃棄物収集運搬業許可について  
開催日 毎月第4木曜日に開催  
時間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

## 運輸関係業務相談会

内容 自動車登録(車庫証明含む)について

運輸交通部

開催日 平成28年7月6日(水) 開催日 平成28年8月2日(水)  
時間 午後1時30分 時間 午後1時30分

※初心者対象

## 初心者向け業務相談会

内容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第一水曜日  
時間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

## 初心者向け土地利用関係業務相談会

内容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成28年7月20日(水)  
時間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

## 初心者向け書類作成相談会

内容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定

法人経営部

開催日 毎月第一水曜日  
時間 午後2時から4時まで

※初心者対象

平成28年7月1日

会 員 各 位

 建設環境部  
 運輸交通部  
 国際・私法部  
 土地利用部  
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

### 業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ( )	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

# 第27回全国女性 行政書士交流会

会報委員 鈴木 直美

日時 平成28年4月3日(日)～4日(月)

場所 ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバー  
ビュー

沖縄県那覇市泉崎2-46

主催 水玉の会

(沖縄県行政書士会所属女性有志の会)

テーマ 『ゆいまーる(自立にむけて)』

出席者 3日 愛知会8名 4日 愛知会3名



毎年恒例となりました全国女性行政書士交流会が、今回は沖縄県行政書士会所属女性有志の会『水玉の会』主催で開催されました。

台風の襲来がなく、観光には、一年で一番良い時期だといわれる4月を選んだということでしたが、奇しくも4月3日は、シーサーの日。ということで、さらに沖縄らしさが光る交流会となりました。

一日目は、午後1時より開会しました。交流会の次第は以下のとおりです。

## 1 開会の辞

2 水玉の会代表あいさつ 平良あき子会員

3 来賓祝辞 沖縄県知事 翁長雄志様

那覇市長 城間幹子様

日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様

沖縄県行政書士会会長 島袋英光様

## 4 講演 「ゆいまーる 自立に向けて」

沖縄バス株式会社観光部指導課長

城間佐智子様

～休憩～ おいしいコーヒーとお菓子タイム

## 5 発表

(1) 沖縄会八重山支部 大田聖子会員

「新規開拓一石垣島で開業してー」

(2) 愛知会豊田支部 石川陽子会員

「6次産業化の裏話

～地域づくりの視点を持つことがポイントです～」

(3) 山口会会長 杉山久美子会長

「女性のための無料相談会 山口会の場合」

## 6 閉会の辞

来賓の翁長知事は残念ながら公務のため、代理の方の出席でしたが、大変な盛り上がりようでした。

そして何より驚いたのは、愛知会の石川陽子会員の発表でした。当然のように沖縄会の方がすべて発表をなさると思っていただけに、これはサプライズでした。

全員で記念撮影を終えた後、懇親会となりました。乾杯の前から飲んでもいいのが沖縄流ということで、開会のあいさつの前に、沖縄県行政書士会所属女性有志の会による古典祝儀舞踊を見ながら、すでにいい気分になっている会員たちの姿もちらほら見受けられました。琉球舞踊やエイサーなど、沖縄色満載のすばらしい懇親会でした。

二日目は、「沖縄大人の修学旅行」と銘打って、美ら海水族館などを観光バスで訪れました。あいにくの雨のため、一部予定を変更して回りましたが、「あいあいファーム」でとった豆腐料理中心の沖縄料理は、ミミガー始め、どれも絶品でした。

さて、旅も終盤となり、私たち愛知組は空港に向かうため、モノレール乗り場でお別れすることとなりました。バスが到着する直前、突然、沖縄美人のバスガイドさんが「皆さん、後ろを振り返ってください」とバス後方に目を向けました。私たちが何事かと一斉に後ろに顔を向けると「今回の旅の思い出を大きく振り返っていただけましたでしょうか？」と背中にバスガイドさんの声。最後の最後でやられたと思いながらも、爆笑の渦の中、バスはモノレール乗り場に到着しました。私たちは別れを惜しみつつも、再会を約束し帰路につきました。

今回の全国女性行政書士交流会は福島、宮城、岩手の被災地合同開催で、仙台市で行われる予定です。

～松島が貴女の参加をお待ちしております～

# 会員訪問記



## 知多支部 伊藤 友子 会員

会報委員 鈴木 直美



昭和27年創業の会計事務所の三代目。行政書士で税理士、伊藤友子会員の事務所を訪問しました。

知多支部の女性部会では、よく顔を合わせることはありましたが、今回が初めての事務所訪問になります。地図で確認をすると、場所は大府駅のすぐ近くで、事務所自体は分かりやすい場所にありました。

目印は郵便局でしたが、思ったよりも手前に駐車場を見つけた私は、とりあえず、そこに車を入れ、歩いて事務所を探すことにしました。すると、そこから少し離れた道沿いに事務所入口がありました。よく見ると、事務所の奥にも駐車場があり、さすが老舗の事務所だけあって、敷地が桁違いに広がった！

伊藤会員は、一男一女のシングルマザーで、いつも長い髪を一つにまとめた、とてもおしゃれな女性です。写真のバイクは、カワサキのエストレア250cc、色はきれいな青色。4年前の同窓会で、同じく中型バイクの免許を持っている友人たちに誘われて、25年ぶりに乗ることにしたそうです。「怖くなかったですか」と訊ねると、「さすがにblankが長かったので、自動車学校のペーパーライダーコースに通って、勘を取り戻しました」と笑顔で答えて下さいました。

ペーパードライバーコースがあるのは知っていま

したが、バイクにも、そういった練習できるコースがあるとは初耳でした。現在は、年に3、4回、伊勢や信州などへ、友人たちと楽しくツーリングに出かけられるとのことでした。

バイクの他に、子供の頃に習っていたピアノも、10年ほど前からふたたび趣味として弾くようになったそうです。こちらは、週に2、3回ほど、ストレス解消もかねて鍵盤を叩いているそうで、ショパンが得意だそうです。

さて、女性どうし（しかも同い年）、趣味の話で、すっかり盛り上がったところで、いよいよ本題であるお仕事についてお伺いしました。

主な業務は、相続・遺言関係、農地法関係、そして経済産業省への許認可等です。顧客サービスを向上させるため、また自身の仕事の幅を広げるために、行政書士として登録をしたのだということでした。

「その場限りではなく、例えば二次相続のように、お客様の将来を見据えた話の仕方を心がけています」と語る伊藤会員。座右の銘は、『王道を往く』『攻撃は最大の防御なり』と勇ましく、正々堂々とした生き方を目指しているのだなあと、感心しました。

さらに「お客さまに気楽に来ていただける事務所にしたい。また、行政書士として、地域の方々にも、さまざまな分野の相談をしていただけるような存在になりたい」と、大きな瞳を輝かせておられました。

最後になりましたが、伊藤会員がシングルなのは、冒頭でお話したとおりです。ここだけの話、現在、素敵なパートナーを大募集しているそうです。大きな声では言えませんが、小さな声では聞こえないので、こっそりと、このコーナーを読んでもくださった方だけにお知らせします(笑)。ありがとうございました。

# 支部だより

名南  
支部

## 研修会

支部研修担当 鰐部 伸一

日 時 平成28年1月23日(土)  
午後4時30分～6時  
場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム  
講 師 行政書士 鰐部 伸一(当支部会員)  
テーマ 『民法における相続の仕組みについて』  
参加者 30名

当支部の1月第1回研修会は相続法、同判例、家族法、相続手続きに続き、研修担当 鰐部伸一が上記のテーマにより研修を行いました。

相続を主たる業務とする会員にとっては研修終了前の30分間の討論会と今後の業務に加えたい会員にとって、条文の逐条解説ではなく、各項目ごとの概

要と事例の紹介についての解説でした。

- ① 相続の発生
- ② 相続人調査
- ③ 遺言書の有無
- ④ 相続財産調査
- ⑤ 相続財産の評価
- ⑥ 相続税の概要
- ⑦ 討論として遺言書の効力と限界

特に実例紹介により、遺留分減殺請求により遺言書どおりの相続ができるかについて、参加会員の意見を求め、会員間の討論と講師の意見で議論を行いました。懇親会会場に移動後は、行政書士会協力議員にも御参加いただき、新年の挨拶後、午後6時30分から懇親会が盛大に開催され、会員個々の専門分野、支部研修旅行、今回の研修会、来年の研修会、相談会について多いに語らい、午後9時30分頃散会しました。

名南  
支部

## 研修会

研修担当 鰐部 伸一

日 時 平成28年1月25日(月)  
午後2時～4時30分  
場 所 石川行政書士事務所  
講 師 司法書士 河合 保弘氏  
テーマ 『民事信託 DVD研修』  
参加者 18名

1月第2回研修会は行政書士の業務として、相続支援、成年後見支援、事実証明など民法に関連する民事信託について、相続の場合と成年後見との相違点など、事例も含めた解説でした。出席者から詳細な研修と参加できなかった会員の研修会の依頼があり、講師を直接お招きしての研修会の依頼がありました。懇親会の席にては、具体的な意見交換が行われ、その後散会しました。

名古屋支部

## 研修会

研修担当 鰐部 伸一

日時 平成28年2月23日(火)

午後5時30分～7時

場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

講師 谷 茂会員(支部会員)

テーマ 『行政書士と遺品整理』

参加者 22名

2月の支部研修会は当支部の会員で、長年、遺品整理の業務に携わられておられる谷茂会員を講師に

お招きし、行政書士との関わりについて講義していただきました。

行政書士は相続の段階で手続き支援を業務としますが、独居の方の遺品整理の依頼(親族)は遺品整理業に家族の指示により、形見分けか廃棄処理するかを請け負うという説明がありました。

残された親族との具体的事例も多く紹介された研修会でした。また高齢者が生活の利便性を重視した引っ越しも依頼されたという経験談もありました。

遺品整理の大変さと親族からの感謝により、心温まる話も紹介されました。終了後、懇親会に会場を移し、個々の事例や各会員の専門業務の話に盛り上がりました。

名古屋・昭和支部

## 名古屋支部・昭和支部の 合同研修会

名古屋支部 前田 智也

日時 平成28年3月10日(木)

場所 ウィンクあいち1007会議室

講師 ワイズ公共データシステム株式会社取締役  
荻原 隆仁氏

テーマ 『改正建設業法に基づく解体工事業追加に関する変更点』

### 1. 概要

平成28年3月10日(木)、名古屋支部・昭和支部の合同研修会がウィンクあいち1007会議室にて開催されました。ワイズ公共データシステム株式会社取締役の荻原 隆仁氏を外部講師として本研修会にお招きし、「改正建設業法に基づく解体工事業追加に関する変更点」並びに「ワイズ公共データシステムが提供する建設業許可関連の書類作成ソフトの使用方法」について講義をしていただきました。

### 2. 研修内容の要点

#### ①「改正建設業法に基づく解体工事業追加に関する変更点」

建設業許可の要件の中でもとりわけ、本改正に影響する点と言えば、専任技術者の要件です。そこで、本研修会では、解体工事業の専任技術者になり得る国家資格等のラインナップをはじめ、とび・土工・コンクリート工事業との該当国家資格等の比較、解体工事業ととび・土工・コンクリート工事業が分かれることによる実務経験の計算方法等について、取り上げて頂きました。

特筆すべきは、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が主催する「解体工事施工技士」試験の合格者が解体工事業の専任技術者に該当するという点です。「解体工事施工技士」試験は合格率が50%程度で推移しており、他の国家資格に比べて取得しやすい点に特徴があり、許可取得に向けてサポートをしているクライアント様にご提案できる一材料になり得るかと思われます。

#### ②「ワイズ公共データシステムが提供する建設業許可関連の書類作成ソフトの使用方法」

ワイズ公共データシステムは経営状況分析だけでなく、例えば許可申請書作成、事業年度終了届作成ソフトも提供しているため、本研修会ではソフトを使用する利点を中心にご講義頂きました。導入するメリットは多岐に亘っているのですが、一部を取り上げると、都道府県別にすべての書式に対応していること、事業年度終了届において、配置技術者の重複チェックが一目でできる点等です。また、顧客管理も可能であり、クラウドを利用したバックアップ機能が追加できる点も注目すべきポイントの一つです。

### 3. まとめ

行政書士業務の中でもとりわけ多くの先生方が携わっているのが、この建設業関連業務だと思います。東京オリンピックに向けて建設業も業界全体が盛り上がり、また、国土交通省の指針にあるように平成29年を目途とした社会保険加入手続きの徹底等、ここ数年の間は、法整備も含めて目まぐるしく業界全体が変化していくことが予想されます。この変化にいかに対応できるかということこそが、行政書士の腕にかかっているのではないかと思います。そういった意味では、本研修会は変化に対応できる行政書士になるヒントが詰まった研修会であったと実感しています。



一宮  
支部

## 女性の会 研修会開催

一宮支部 佐藤 令

日 時 平成28年 3月18日(金)  
午前 9時30分～11時30分  
場 所 ひかり計算センター  
講 師 司法書士 遊垣 泰宏氏  
テーマ 『家族信託の基礎知識』について  
出席者 8名 (内他支部 2名参加)



今回女性の会では今、注目されている家族信託について司法書士の遊垣氏にご講義いただきました。信託とは、委託者が信託行為（信託契約や遺言等）によってその信頼できる受託者に対して財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産の管理・処分などをする制度とあります。

信託では、受益者が死亡した後も、次の人が信託財産を取得できるように定められることや、委託者の死亡後に、受益者が信託財産を受給できるようにしたり、受益権を細分化しておくことや、遺留分の対策にすることなど様々な可能性があるということです。そのため、信託財産の第三者対抗要件として登記または登録が必要であることや、家族信託において義務の負担が大きいことから、信託監督人等の設置を検討すること、善管注意義務を必ず契約に残すことの重要性など、多岐にわたり説明をしていただきました。

家族信託については、受託者や受益者の死亡など、その先はどうなるか、長期間の変遷の中で様々な状況を視野に入れて考える必要があるとのことで、成年後見制度と併せて財産を守っていくことも考えられるなど、有意義な研修会となりました。

碧海  
支部

## 研修会

碧海支部 高野 正也

日時 平成28年3月24日(木)  
場所 安城市民会館第三会議室  
講師 昭和支部 村瀬 孝義会員  
内容 『特殊車両通行許可に関する業務』  
出席者 14名



碧海支部では、3月24日木曜日に、昭和支部から村瀬孝義会員を講師にお招きして支部研修会を行いました。

特車通行許可オンライン申請の実務について、法的根拠、特殊車両の定義、申請の種類等の基本的事項の確認から始まり、オンライン申請の手順については、スライドを使用し、経験の少ない会員に分かりやすいように講義していただきました。

講師が実務で使用した車検証、外観図、連結検討書等の資料を見ながら、申請に必要な数値の拾い方を説明いただき、デジタル地図等の入力方法を説明していただきました。

今回は特車申請業務の経験の少ない会員向けの研修でしたが、受講した会員からは、自分も業務の一つに取り入れたいという声が多数聞かれました。

碧海支部管轄内で発生した特車申請業務についてはすべて碧海支部の会員で処理できるように、自らの主要業務の一つとして当申請業務を積極的に取り入れたいと考える会員は、今回学んだ基本的事項を基に専門職として更に業務を研究し、積極的に実務経験を積み、当申請業務に精通していただきたいです。

名南  
支部

## 研修会

支部研修担当 鰐部 伸一

日時 平成28年4月5日(火)  
午後4時30分～7時  
場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム  
講師 司法書士 河合 保弘氏  
テーマ 『民事信託の最前線に迫る～信託の相続の活用事例の紹介～DVD研修』  
参加者 10名

当支部の4月第1回研修会は行政書士の業務の一分野として私どもが新たに取り組んでいくべき業務で、許認可申請、事実証明のほか成年後見及び信託分野に関するDVDによる研修であり、3回シリーズの河合保弘氏の講師としてお迎えする前の予備研修会でした。

信託法の大改正以降、信託の自由度、使い勝手のよさ、機動性、事業承継対策、相続対策、認知症対策などに活用されております。依頼者に適切な信託計画を提供できるかのノウハウの検討でありました。

今回は4月26日、5月17日、6月13日の三回シリーズに河合保弘先生を直接お招きしての具体的な研修会の案内が支部長からありました。懇親会の会場においては、参加会員の信託法についての興味や意識の歓談や、相続などの話の後、午後10時散会しました。

昭和  
支部

## 日進市 無料相談会 4月

会報委員 古田 禎史

日時 平成28年 4月11日(火)  
午後 1時30分～4時15分

場所 日進市役所 4階相談室

相談員 佐藤 正彦会員、戸田 吉隆会員

相談者 4組 (5人)



今日も筆者は午後1時過ぎに日進市役所のロビーの長椅子に腰かけて2人の相談員の先生を待っておりました。

そしてふとエレベーター横の「本日の会議案内」という、無料相談会の掲示物を貼るボードを見ると、すでに無料相談会の掲示物が貼ってあったため、「二人の先生方はもう無料相談会の準備をしているのだな」と思い、エレベーターで4階の相談室まで行きました。そしてドアノブを回すと鍵がかかっていたため、とつてもびっくりしました。まだ誰もいなかったのです。しょうがないので相談室の前にある椅子に座って待っていたところ、佐藤正彦先生が予約表を持って来られました。

早速予約表を見せて頂いたところ、今日は4枠とも埋まっており、キャンセル待ちの相談者が3組も書いてありました。さらに佐藤先生によると日進市役所の担当者の方から「まだまだ予約の電話が来ていましたが断っています。何とかありませんか?」と言われたとの事でした。

日進市役所での無料相談会が完全に定着した感があります。そして相談員を増やしてもっと多くの相談者の方に対応できるようにするべきか、大変嬉しい選択の段階に入った気がしました。

なお写真は左から中日ドラゴンズの大ファン、戸田善隆先生、右は佐藤正彦先生です。

昭和  
支部

## 平成28年度 定時総会

会報委員 古田 禎史

日時 平成28年 4月16日(土)  
午後 3時～5時、午後 5時～7時

場所 ローズコートホテル

出席者 総会48名、懇親会46名



平成28年度昭和支部の定時総会が上前津のローズコートホテルで行われました。

総会に先立ち、平成27年4月にご逝去された丸山典夫会員、そして熊本地震の被災者の方々に黙祷を捧げました。

千田久人副支部長の司会により、志水正芳副支部長の開会の辞、益田俊信支部長の挨拶、そして本会より来賓としてご出席していただいた仙石秀人副会長のご挨拶があり、議長に田中聡副支部長、副議長に小野澤賢哉幹事が選任されて、議事に入りました。議案は以下の通りです。

第1号議案(平成27年度支部事業計画 経過報告承認の件)、第2号議案(平成27年度支部会計 決算報告・監査報告承認の件)、第3号議案(支部規則一部改正の件)、第4号議案(平成28年度事業計画(案)承認の件)、第5号議案(平成28年度会計予算(案)承認の件)、第6号議案(役員増員による役員選任の件)。

上記の議案について、会計報告・予算案については三神百合幹事が説明し、会計監査報告は渡邊邦彦監事によって行われました。いくつかの質疑応答の後、全ての議案が可決されました。第6号議案において新しく役員(幹事)に就任したのは、櫻井宗夫会員(昭和区)と中村さつき会員(日進市)のお二人です。午後5時から伊福泰則幹事担当の懇親会となり、出席者全員、歓談しました。

海部  
支部

## 平成28年度 定時総会

会報委員 山田 裕貴

日 時 平成28年 4月16日(土)

午後 5時～ 8時

場 所 丸河

出席者 29名



海部郡蟹江町にて平成28年度海部支部定時総会が開催されました。

開会に先立って、昨年度ご逝去された会員に黙祷が捧げられた後、議長に戸谷健次会員が選出され、開会となりました。

続いて議事に入り、議案は以下のとおりです。

(審議事項)

第1号議案 平成27年度事業報告の件

第2号議案 平成27年度会計決算承認の件

第3号議案 平成28年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成28年度会計予算(案)承認の件

質疑応答では資料の記載内容にご指摘があり、一部修正もありましたが、上記の議案は満場一致で承認されました。

また、当総会は九州地方で大きな地震が頻発していた時期でもあり、慌ただしい情勢のなか、来賓の方々にはご臨席して頂けましたこと、お礼申し上げます。

中央  
支部

## 第一回 土地利用業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成28年 4月18日(月)

午後 6時～ 8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 24名

講 師 本多 証一会員

テーマ 『行政書士にとっての土地業務  
～中央支部ver.～』



今年度の第一回目の土地利用業務部会の研修会は、本会の土地利用部の次長である本多証一会員を講師にお迎えし、「行政書士にとっての土地業務～中央支部ver.～」というテーマで講義をしていただきました。

今回の研修会は、申請書の書き方といった実務的なものではなく、そもそも行政書士にとって土地業務とはどのようなものか、どういう場合に業務が発生するのか、という観点でご講義いただきました。

まずは、土地業務では切っても切り離せない基本的な用語の解説から行っていただきました。

それから、「お客様は何を求めているのか」や「行政書士のリスク」といったところまで、本多会員の経験に基づいた貴重なお話をさせていただきました。

また、依頼を受けたらまず確認することなど、これから土地業務を始めようと思っている会員の方にとって大変有意義なお話もありました。

中央支部は場所柄土地業務を扱う会員の方が多くはありませんが、この研修会が土地業務を行ういいきっかけになってくれればと思いました。

昭和  
支部

## 天白区役所 無料相談会 4月

会報委員 古田 禎史

日時 平成28年 4月20日(水)  
午後1時30分～4時15分

場所 天白区役所 3階相談室

相談員 角田 俊行会員、佐保 克彦会員

相談者 4組(4人)



平成28年度から天白区役所での相続・遺言に関する無料相談会は原則偶数月の第3水曜日に行う事ができるようになりました。つまり年6回開催することになり、平成27年度の年3回から倍増することになったのです。天白区長及び担当の方々には感謝する次第です。

第1回目の4月の今日は、予約の段階で4組の相談者が集まりました。しかし1組がキャンセルされたため3組となってしまいましたが、1人の方が今日相談に来られたため、結果的に4組の相談者の相談を受ける事となり、上々の滑り出しとなりました。

日進市役所での年12回の無料相談及び相談者の増加、そして天白区役所での年6回の無料相談会の開催と、昭和支部の相続・遺言に関する無料相談会の場は着実に増えてきています。

あとは年1回の昭和区役所と愛知郡東郷町の東郷町役場での無料相談会を少しでも増やす事が目標になります。

さて今日の相談員である角田俊行先生(写真左)はNHKラジオ深夜便で流れる音楽(特にクラシック)を録音して聴いたり、WOWOWで映画(特に洋画)を観たりしながらも、1日1万歩を目指してウォーキングも欠かさないという体調管理も万全な先生です。そして佐保克彦先生は忙しい仕事以外の時間があれば子供と遊ぶという、良きお父さんなのでした。

中央  
支部

## 専門分野の先生方 をお招きしての交流会

会報委員 中村 美帆子

日時 平成28年 4月21日(木)  
午後6時30分～8時30分

場所 葵モノリス

出席者 36名



昨年から始まりました中央支部の「専門分野の先生方をお招きしての交流会」が今年も開催されました。

今回は「風営業務」「運輸・交通業務」「国際業務」「建設業務」「相続業務」「土地利用業務」の合計6つの各業務に精通している先生方をお招きしました。

今年は交流会の内容を二部制としまして、前半は各専門分野の先生ごとのテーブルに分かれて、お食事を楽しみながら参加者と専門分野の先生方と活発に交流をされていました。

一つの分野について深くお話を聞く会員の方や、いくつかの興味のある分野のテーブルに途中移動をされる会員の方など、思い思いに交流がされていました。

後半は、専門分野の先生方に前に出てきていただき、竹田支部長が司会としてパネルディスカッション方式で行いました。

同じテーマについての話でも、それぞれの業務の観点から見えるものは違い、普段扱わない業務の先生の話はとても新鮮であり、今後行政書士として業務を行っていくうえで、大いに参考になりました。

まだ業務を始めて間もない新入会員の方はもちろん、既に様々な業務を経験している会員の方にとっても、新しい発見があったと思います。

次年度も中央支部ならではの新しい試みを取り入れつつ、業務に生かせるような交流会を開催していきます。

知多  
支部

## 平成28年度 定時総会&懇親会

会報委員 鈴木 直美

日時 平成28年 4月22日(金)  
定時総会 午後 3時30分～ 5時  
懇親会 午後 5時～ 7時

場所 半田市宮路町53番地  
住吉福祉文化会館

出席者 64名+委任状出席86名=出席者総数150名



平成28年度行政書士会知多支部定時総会が、山田高嗣会長はじめ、多くの来賓の方々にご臨席を賜り行われました。

開会に先立ち、昨年ご逝去された会員の方々に黙祷をささげました。その後、榊原延幸副支部長の開会のことば、深谷義彦支部長の挨拶と、総会は滞ることなく進みました。議事に入る前に、一旦、場を移し、記念撮影をした後、総会は再開されました。

途中、議案審議中でしたが、大府市の岡村秀人市長が、ご多用の中、総会に駆けつけてくださったので、ご挨拶をいただきました。

議案はすべて承認され、新入会員の紹介後、水野重利副支部長の閉会のことばにて、終了いたしました。

総会後の懇親会は、住吉福祉文化会館入宮の間に盛大に行われました。

深谷支部長のあいさつ、山田高嗣会長にお言葉をいただいた後、乾杯となりました。例年、知多支部の懇親会では、とても豪華な料理が出ます。今年も例にもれず、大勢の会員たちが食事を楽しみながら、名刺交換をしたり、近況を伝えあったりと、大満足のひとときを過ごしました。帰りに今回の集合写真を受け取り、解散となりました。皆さま、お疲れさまでした。

尾北  
支部

## 平成28年度 第1回支部研修会

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成28年 4月23日(土)  
午後 2時30分～ 3時30分

場所 江南市民文化会館 2階 第2会議室

講師 江南保健所 井上氏

研修科目 『指定難病・特定医療費給付制度の概要と申請実務』

出席者 34名



尾北支部では毎年夏と冬に2回の研修会を開催しておりますが、今回、江南保健所から依頼があり、急遽、総会前の時間を利用して研修会を開くことになりました。

パーキンソン病・潰瘍性大腸炎など、私の身近にも難病を患っている者がいますが、特定医療費給付の対象となる指定難病が、従来の56疾患から昨年7月より306疾患に拡大されました。それを受け申請者の増加が予想されますが、一般の人にとってはわかりづらい申請であるため、保健所担当者より申請のお手伝いをしてほしいとの依頼があったものです。

これまで業務として取り扱うことはほとんどなかった分野のため、研修は「難病の定義」から始まりました。また、添付書類のうち同意書や臨床調査個人票などについては見本を回してくださり、大変わかりやすく講義していただきました。

伊代田支部長より、申請者は経済的に余裕のない方々が多いことが予想され、ボランティア的な業務になるとの説明を受けましたが、それでも、多数の会員がその趣旨に賛同してくださいました。

行政書士の扱える申請書類は9,000種以上あることですが、まだまだ未知の分野があることを実感した研修会でした。

尾北  
支部

## 平成28年度 定時総会

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成28年4月23日(土)  
午後4時～

場所 江南市民文化会館（第2会議室）

出席者 39名 委任状 42名 合計 81名



上記の日時において、平成28年度定時総会が開催されました。

伊代田誠二支部長の挨拶に続き、尾関和宏会員と名和安彦会員に30年報奨の慶祝金の贈呈がありました。続いて、ご臨席いただきました県議員 奥村悠二様からお祝いの言葉をいただきました。奥村議員には毎年ご臨席いただいておりますが、今年も県政に関するご報告を交えてお話をいただきました。

その後、古田嘉且会員が議長に選出され、以下の順に議事進行いたしました。

- 議題
1. 平成27年度支部事業報告・収支決算報告承認の件
  2. 平成28年度事業計画(案)承認の件
  3. 平成28年度予算(案)承認の件

今年度も活発な質疑応答を経て、慎重審議の結果、全議案とも可決承認されました。また、本会からは、山田高嗣会長がご出席くださり、お祝いの言葉をいただきました。

総会終了後は懇親会へと会場を移し、ご来賓の方々にもお時間の許す限りご参加いただき、盛況な懇親会となりました。

総会・懇親会中、伊代田支部長の作られた熊本地震の義援金箱が回っておりました。総額34,398円は日本赤十字社を通して被災者の方々に届けられますことを、ここにご報告いたします。

尾張  
支部

## 第1回 建設環境部研修会

尾張支部 小川 弘美

日時 平成28年4月23日(土)  
午後3時～5時

場所 スペースパレット

講師 松永 和範会員（尾張支部）

テーマ 実践・建設業会計

出席者 14名



28年度第1回のテーマは「実践・建設業会計」ということで、建設業経理に興味があった私はとても楽しみにしていた研修会でした。

建設業会計の基礎から始まり、財務諸表等、財務分析など、日頃よく耳にする言葉でありながら、細かな内容で把握できていないこと、分析においては、算式を用いてのさまざまな比率の計算など、難しいものでしたが建設業関係の書類を作成する上で大変勉強になる講義でした。

研修会終了後には、場所を移し懇親会が開かれ、参加者の皆さんと美味しいお魚を頂きながら楽しい時間を過ごしました。

南  
支  
部

## 研修会（民事信託— 事業承継に関連して—）

支部研修担当 鰐部 伸一

日時 平成28年4月26日(火)  
午後2時30分～5時30分  
場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム  
講師 河合 保弘氏（司法書士）  
テーマ 『民事信託』  
参加者 23名

当支部の4月研修会は3回シリーズとして、司法書士の河合保弘先生を講師にお迎えし、行政書士として民事関連の業務として、相続手続、成年後見、会社設立、契約書、事実証明の他、民法の特別法である民事信託についての研修会でありました。事例紹介もあり、民事信託の必要性と効果の講義でありました。民事信託は家族信託、家族外の専門家に委託する信託、金融機関に委託する信託に大別され、委託者の財産を如何に分散せず、委託者の意思を反映するかの役割なる分野であり、相続発生時に委託者が遺言書に遺志を活かすか、認知症とならない時点で親族・第三者に委託契約し、相続による財産ではなく、事業承継目的、旧民法下の家督相続類似目的などの実現に活用されるとして説明された。

所要時間が通常研修会より1時間位長い研修会でありました。現民法では限界のある事項を民事信託法により実現され、不動産はこの制度に従えば、相続でも贈与でもまた売買による登記事由ではないため、不動産取得課税関係も成立しないと説明された。終了前には参加者と講師との活発な質疑応答があり、定刻に解散後、懇親会の席に於いても具体的な質疑があり、実務研修の要望も参加者から出され、今回の研修会での再会を楽しみに散会しました。

岡  
崎  
支  
部

## 平成28年度 定時総会開催

会報委員 伊東 毅

日時 平成28年5月7日(土)  
午前10時30分～11時30分  
場所 岡崎市竜美丘会館 501会議室  
会員総数 193名  
出席者数 136名  
(内訳 当日出席35名 委任状101名)



平成28年度の岡崎支部総会が開催されました。竹田雅彦副支部長が司会を努め、小林幸男副支部長の開会の辞で始まりました。

はじめに島津達雄支部長より、市民向けの相談会の利用実績が順調に推移していることなどのお話がありました。

続いて中嶋有美子会員が議長に選出され、議事に入りました。昨年度の会務報告・決算報告書及び今年度の事業計画案・予算案等は、すべて滞りなく承認されました。

その後、来賓である山田高嗣会長から祝辞を頂きました。中根康浩衆議院議員、重徳和彦衆議院議員、青山周平衆議院議員からの祝電が披露されました。

総会後の懇親会は、鈴木敬済副支部長が司会を努めました。島津達雄支部長の挨拶に続き、松井太相談役の乾杯の発声で始まりました。

中根康浩衆議院議員、重徳和彦衆議院議員、内田康宏岡崎市長、青山周平衆議院議員から祝辞を頂きました。

美味しい食事と共に和やかな雰囲気の中、会員同士の親睦を深めることができました。松野敏相談役の一本締めで懇親会は終了しました。

昭和  
支部

## 日進市 無料相談会5月

会報委員 古田 禎史

日時 平成28年5月9日(月)  
午後1時30分～4時15分  
場所 日進市役所 4階相談室  
相談員 櫻井 宗夫会員、山岡 兄一会員  
相談者 4組(6名)



生憎の天気(曇り時々雨)の中、5月の日進市役所での無料相談会が開かれました。早速、今日の予

約表を見せて頂くと4枠全て埋まっており、キャンセル待ちが1組おられました。

平成28年になってから1月は相談者4組+キャンセル待ち1組、2月は相談者3組、3月は相談者4組+キャンセル待ち2組、4月は相談者4組+キャンセル待ち3組と、相談者の人数は安定しており、またキャンセル待ちの相談者の数も無視できないものになってきました。昭和支部としても何らかの対策を思案中です。

さて今日の相談員は櫻井宗夫先生と山岡兄一先生です。櫻井先生の趣味は読書と音楽鑑賞です。音楽についてはクラシックからロックまで幅広く聴かれるそうです。最近のお気に入りのバンドは「レッキング・クルー」という事でしたが、筆者もロック好きですが「レッキング・クルー」という名前は初めて知りました。「レッキング・クルー」というのは今年の2月に映画化もされた1960年代から70年にかけて活躍したアメリカの凄腕スタジオミュージシャンのバンド名でした。なお読書については椎名誠のエッセイをよく読まれるそうです。山岡兄一先生については前号(5月号・No.276)で少し紹介しましたが、カラオケで一番得意なのは五木ひろしではなく角川博の歌だという事でした。

一宮  
支部

## 平成28年度 定時総会開催

会報委員 林 麗子

日時 平成28年5月12日(木)  
午後3時～5時20分  
場所 尾張一宮駅前ビル(i-ビル)2階大会議室  
個人会員総数 168名 法人会員総数 1法人  
出席者 50名



茂木朝吉会員の開会宣言で、一宮支部定時総会が行われました。司会は岩田祐治会員です。昨年9月にご逝去された実原昭宏会員に黙祷を捧げたのち、

大野修平会員主導による「行政書士倫理綱領」唱和、平松支部長の挨拶が行われました。本会からは西川剛史副会長がご出席下さりました。また、ご多忙にも関わらず来賓として臨席してくださいました参議院議員安井美沙子様からは直々に祝辞を頂きました。どうもありがとうございました。

#### 【議案】

- 第1号議案 平成27年度事業報告
- 第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件
- 第3号議案 平成28年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成28年度収支予算(案)承認の件
- 第5号議案 支部規則改正(案)承認の件

議長には古川竜生会員が選出され、第1号から第5号までのすべての議案が満場一致で承認されました。議長退任後、飯田拓也会員による閉会の辞で平成28年度の定時総会は締めくくられました。

閉会後は会場を移動し、佐藤令会員の司会および増田ちづ子本会理事による乾杯の発声で、懇親会が始まりました。日本政策金融公庫一宮支店長の牧山匡朗様、県議会議員の岩村進次様、鈴木純様、その他市議員の方々には祝辞をいただきました。美味しいお食事とともに和やかな雰囲気でも会員相互の交流がはかれ、鶉飼超本会相談役の中締めで終了いたしました。

昭和  
支部

## 第1回 市民法務研究会

会報委員 古田 禎史

日時 平成28年5月13日(金)  
午後3時30分～6時

場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

進行 伊福 泰則幹事

出席者 17名



平成28年度から相続・遺言業務の勉強会である市民法務研究会は伊福泰則幹事の担当となり、司会進行も務める事になりました。第1部では日進市、天

白区で行われた直近の無料相談会の相談員から簡単な報告が行われ、それらについて出席者からそれぞれ自分の経験から「こういう事は相談者に伝えましたか?」とか「そこはこのように説明したほうが良かったかもしれない」など、色々な感想を出し合いました。各報告ごとに伊福幹事が適切な質問や確認を行い、分かりやすくまとめました。

第2部は昭和支部の会員が実際に受任した相続業務で取り寄せた戸籍謄本等を使って、各グループごとに「相続関係説明図」を作成してみるという事を行いました。もちろん戸籍謄本等は重要な個人情報のため、氏名など誰の戸籍謄本か分かるような箇所は全て完全に消してあります。また終了時間前には全部回収されました。それにしても筆者のような相続・遺言業務に疎い者は昔の戸籍の旧字体を読みこなすには骨がおれます。しかし相続・遺言業務が得意な会員は「戸籍を読み解いて先祖を遡って行くのが面白い」と言います。益田俊信支部長は時々、「行政書士として最低限決算書と戸籍謄本は読みこなして理解出来るようにすること!」と言われます。今年の市民法務研究会は昨年よりレベルアップした勉強会になりそうです。

西尾  
支部

## 平成28年度 定時総会 & 支部懇親会

西尾支部 牧野 格

日 時 平成28年 5月13日(金)  
午後 4時30分～8時30分  
場 所 西尾商工会議所 日本料理五郎田  
会員総数 66名  
出席者数 53名 (当日出席21名 委任状32名)



表記のとおり平成28年度定時総会が適正に開催されました。

### 【議題】

平成27年度事業経過報告の件  
平成27年度会計決算報告承認の件  
平成28年度事業計画(案)承認の件  
平成28年度会計予算(案)承認の件

石川量英議長の仕切りのもと、各議題は満場一致にて可決承認されました。

### 【来賓】

愛知県議会議員 山田たかお氏  
愛知県議会議員 渡辺靖氏  
愛知県行政書士会副会長 鍋田健治氏

来賓の方々に御祝辞を頂き、その後別会場において懇親会が行われました。御来賓の方々も時間の許す限りご参加下さり、時間が足りないと感じるほど、とても有意義な懇親会となりました。

東三  
支部

## 平成28年度 定時総会

会報委員 水野 悠

日 時 平成27年 5月13日(金)  
午後 3時30分～5時30分  
場 所 ホテルアソシア豊橋  
出席者 会員91名



5月13日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部平成28年度定時総会が開催されました。

昨年に引き続き、多数の会員が参加し、今年度は総会資料を支部会員専用ページからダウンロードし、各自が印刷して持参及び会場にてプロジェクター投影と併用する方法をとりました。

総会は定刻通り開催され、昨年亡くなられた豊田好文元支部長の功績紹介と黙祷を行い、本会山田高嗣会長の挨拶、市川支部長挨拶、新入会員紹介、会員表彰、来賓の皆様から祝辞をいただき、以下の議事に入りました。

第1号議案 平成27年度 会務経過報告の件

第2号議案 平成27年度 収支決算承認の件  
(監査報告)

第3号議案 支部業務部会運営規則改正(案)承認の件

第4号議案 平成28年度事業計画(案)承認の件

第5号議案 平成28年度収支予算(案)承認の件

第6号議案 各業務部会報告

いずれの議案についても滞りなく進み、総会後には、多くの来賓のみなさまをお迎えしての懇親会が開催されました。

支部の方向を決める総会には、多くの会員が参加し、市川支部長のもと「支部としての自治」をしっかりと進めていく、気持ちを新たに作る機会となりました。

尾張  
支部

## 平成28年度 定時総会

会報委員 松永 和範

日 時 平成28年 5月14日(土)  
定時総会 午後4時～5時  
懇親会 午後5時～7時

場 所 ホテルプラザ勝川

来 賓

春日井市 伊藤 太市長  
春日井公証役場 公証人 横山 緑様  
愛知県行政書士会 仙石 秀久副会長

出席者 38名



最高気温が28℃という暑い日に恒例の尾張支部の総会が開催されました。

まず、松田伸吾副支部長（総務担当）より会員状況・活動報告がなされました。

4月現在で140名の会員が尾張支部に所属しており、少しずつ若手の会員が増えてきました。また、

従来からあった隔月1回の小牧市無料相談会に加え、昨年度から春日井市においても月1回の無料相談会が開催されるようになり、支部活動がさらに活発になってきました。

次に、第1号議案「平成27年度決算報告・監査報告承認の件」につき、伊藤洋副支部長（会計担当）による説明と栗原寿男監事による監査報告があり、全会一致で承認されました。

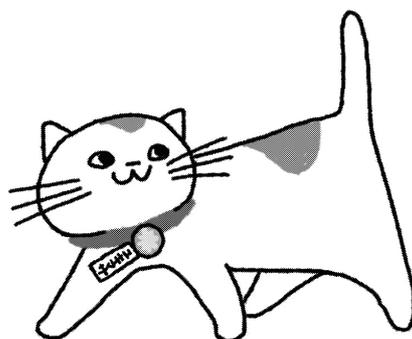
同様に、第2号議案「平成28年度活動報告承認の件」では内山克典支部長による説明、第3号議案「平成28年度予算案承認の件」では伊藤副支部長による説明があり、それぞれ全会一致で承認されました。

今回は更に第4号議案「支部規則改正承認の件」についても審議されました。改正案は加藤敏明幹事が中心となって念入りに作成してきました。内山支部長からは、①役員選出過程の透明化と②祝い金や敬老金の支給によって生じる不平等の解消（副次的に将来の支部財政の悪化を回避）のために支部規則の改正が必要との説明を受けました。

尾張支部が発足してから初めての大きな改正です。会員にとって大きな影響を与えるものであるため、事前に改正案を支部ホームページに掲示し質問も受け付けておりました。もっとも質問はなく、全会一致で承認されました。

議長を務められた橘隆会員による円滑な議事運営より、昨年とは異なり予定時刻には総会が終了しました。ありがとうございました。

総会後は懇親会が開催され、新入会員の石原治会員、印東宏紀会員、柳原勝利会員による自己紹介が行われました。会員同士仲が良いので懇親会は楽しく、あっという間に時間が過ぎ去ってしまいました。



名南  
支部

## 研修会

支部研修担当 鰐部 伸一

日時 平成28年 5月17日(火)  
午後 2時30分～5時30分  
場所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム  
講師 河合 保弘氏(司法書士)  
出席者 23名

先月に引続き2回目の民事信託研修会が開かれました。民事信託或いは家族信託において全国において講演や実務に携わられている河合先生に講師をお願いし、今回は事業継承にはいかなる選択が考えられるかの研修でありました。事業を継承する場合、誰に委任し、受託させ、受益がどのようにもたらせるかのテーマにより、相続・贈与・譲渡に該当しない所有権の移転ではなく、誰に会社の資産を信託すべきかをケースごとに検討する研修会であった。参加者を3～4名前後のグループにて検討をし、グループから1人、ホワイトボードにて報告し、講師が解説するという研修会であり、次回(3回目)では、より実務のスキルアップのため継続の意見が出された。

散会以後懇親会の席にて7月、8月の民事信託の研修会の開催に意見が纏まり、講師には講演をお引き受けして頂けることとなりました。

碧海  
支部

## 定時総会(第16期)

碧海支部 原田 直明

日時 平成28年 5月18日(水)  
午後 4時～  
場所 ホテルグランドティアラ安城  
(安城市三河安城南町1丁目8番地11)  
出席者 碧海支部会員、自治体関係者(来賓)



平成28年度碧海支部定時総会(第16期)が安城市のホテル会場にて開催されました。

執行部を代表して甲原支部長が昨年度の事業報告を行うとともに、新年度の事業方針について趣旨説明を行いました。その中で、今後の支部活動はどうあるべきかというテーマについて活発な議論が交わされました。なお議案については、概ね執行部提案の原案どおり可決承認され、総会は滞りなく終了することができました。会場には高浜市長をはじめ、各自治体関係者の皆様に来賓として御臨席願ひ、祝辞を述べていただきました。

新年度にむけてまた新たな一歩を踏み出すこととなりました。

豊田  
支部平成28年度  
定時総会開催

会報委員 東福 宏恵

日時 平成28年 5月20日(金)  
午後 2時45分～

場所 豊田産業文化センター 小ホール

会員総数 141名 法人会員 1法人

出席者数 93名 (当日出席 50名 委任状 43名)



平成28年度豊田支部定時総会が、本多一正会員司会進行のもと、議長に石原正大会員、議事録作成者の中島伸介会員、議事録署名人に稲垣勝康会員、金子晃会員が選任され、開催されました。

豊田崇副支部長の開会の言葉に続き、岩崎智也支部長より、「今年度は、支部としてさらなる職域の確保・拡大を目指し積極的に活動すること、及び行政書士の抱える問題や今後の対策など支部会員の皆様の意見をできるだけ聞いて参りたい」と、いう旨の挨拶がありました。

続いて総会議事に入り、議事は全議案とも原案通り可決成立しました。

3名の新入会員の紹介があった後、豊田市で活動されているフラメンコスタジオ「アリーバ」によるミニライブがありました。熱のこもった舞台上で総会に華を添えていただきました。

その後、ご出席賜りました来賓の方々に祝辞を頂き、小笠原輝美副支部長の閉会宣言により、支部総会は終了しました。

中央  
支部平成28年度  
定時総会

会報委員 中村 美帆子

日時 平成28年 5月21日(土)  
午後 5時～ 8時

場所 ANAクラウンプラザホテル  
グランコート名古屋 5階



平成28年度の中央支部定時総会は、金山にありますANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて開催されました。

定刻になり、大野貴史会員の司会で、次第に沿って総会が進んでいき、まずは物故会員への黙祷を行いました。次に竹田勲支部長による挨拶があり、来賓として山田高嗣会長からご挨拶を頂戴しました。

その後、司会者一任で議長に神崎寛会員、副議長に飛弾良也会員が選任され、議事が進行していきました。

- 第1号議案 平成27年度会務報告承認の件
- 第2号議案 平成27年度決算報告承認の件
- 第3号議案 平成28年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成28年度事業予算(案)承認の件

以上の議案が上程され、議案について会員の方からいくつか質問も出ましたが、滞りなくすべての議案が原案通り承認されました。

総会終了後は会場を隣りのローズルームⅡに移し、懇親会が開かれました。

今年は、古川元久衆議院議員、大塚耕平参議院議員、筒井タカヤ愛知県議会議員、つじ秀樹愛知県議会議員、政木りか愛知県議会議員、黒田太郎愛知県議会議員、中川貴元名古屋市議員、中田ちづこ名古屋市議員、山田昌弘名古屋市議員の9名の議員の方々にご出席いただきました。そして、議員の方々を代表して、古川議員と大塚議員よりご挨拶を頂戴いたしました。

沖本一三会員による高らかな乾杯のご発声で、歓談が始まりました。会場内にはいくつもの輪ができ、久しぶりに顔を合わせる方たちやいつものメンバーで盛り上がる方たちなど、それぞれに楽しそうに交流されていました。

懇親の時間も終わりに近づき、中央支部のさらなる発展を祈念して仙石秀久副会長により中締めがされ、今年度の中央支部定時総会も盛会裏に終了いたしました。



## 東名支部 平成28年度 定時総会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成28年 5月21日(土)  
午後 4時～6時

場 所 メルパルクNAGOYA

出席者数 109名 (内委任状出席者74名)



去る5月21日、平成28年度第15期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、司会者の相馬保宏副支部の開会のことばに始まり、岩永亨支部長が来賓の方々と出席会員へ挨拶をされた後、来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には西山広明会員、副議長には勝友

香梨会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 平成27年度 事業経過報告  
第1号議案 平成27年度 収支決算報告  
第2号議案 平成28年度 事業計画(案)  
第3号議案 平成28年度 収支予算(案)

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

議長退任後、閉会のことばで定時総会が締められました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

# 事務局だより

■平成28年 4 月

3 日(日)	仙石副会長、野田常務理事、伊藤二課長 名古屋国際センター新年度挨拶
5 日(火)	山田会長、西堀副会長、浅井常務理事、熊田局長 県法務文書課新年度挨拶 部長会開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
6 日(水)	山田会長 日行連業務執行
7 日(木)	山田会長 日行連会長打合せ出席
8 日(金)	山田会長 日行連第二業務打合せ出席
9 日(土)	山田会長 日行連桜をみる会出席
11日(月)	山田会長 日行連コスモス業務管理委員会出席 西川副会長、早川常務理事 県庁、中地整新年度挨拶 届出済証明書に係る打合せ開催
12日(火)	山田会長 日行連コスモス業務管理委員会出席 本会常設無料相談会開催 会報委員会（5月号校正）開催 経理部会開催
13日(水)	経審新規要員養成実習①開催
14日(木)	監査会開催 政連財務委員会開催 政連監査会開催
15日(金)	山田会長 日行連コスモス総務・財務委員会出席 西川副会長 日行連申取実務研修出席 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付
16日(土)	西堀副会長 名城大学院科目履修（民法Ⅵ）挨拶
18日(月)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
19日(火)	山田会長 日行連正副会長会出席山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付 ADR手続説明会開催 コスモスあいち管轄長会議開催

事務局だより

■平成28年 4 月

20日(水)	山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 山田会長、西川副会長 日行連理事会出席
21日(木)	山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 山田会長 全行団取締役会出席 山田会長 法務省訪問
22日(金)	山田会長、西川副会長 法務省入国管理局表敬訪問 仙石副会長、野田常務理事、熊田局長 県防災局災害対策課訪問 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
25日(月)	経審新規要員養成実習②開催 企画情報部会開催 西川副会長、権田常務理事 名古屋入管新年度挨拶 国際・私法部研修会開催 日本国際協力センター来会
26日(火)	山田会長 日行連コスモス諸課題への対応協議出席 コスモスあいち業務管理委員会開催
27日(水)	山田会長 日行連コスモス諸課題への対応協議出席 届出済行政書士管理委員会開催 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催
28日(木)	定時総会打合せ開催
29日(金)	山田会長 日行連法改正作業チーム会議出席
30日(土)	西堀副会長 名城大学院科目履修（行政法Ⅰ）挨拶

■平成28年 5 月

6日(金)	山田会長 日行連コスモス綱紀委員会出席 山田会長 第二業務部、研修課打合せ出席
7日(土)	名城大学院科目履修（行政法Ⅰ）開催
9日(月)	第1回総会・大会運営委員会開催
10日(火)	本会常設無料相談会開催 部長会開催
11日(水)	山田会長、西川副会長 日行連申請取次管理委員会出席 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付
12日(木)	山田会長 日行連正副会長会、常任理事会出席 経審新規要員養成実習③開催 仙石副会長、野田常務理事 名城大学訪問

## ■平成28年 5月

13日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席 西川副会長、権田常務理事 国際・私法部研修会質問対応 会計顧問打合せ開催
14日(土)	名城大学院科目履修（民法Ⅵ）開催
16日(月)	危機管理マニュアル関係打合開催 補助金申請の打合せ開催
17日(火)	山田会長 日行連大規模災害対策本部会議出席 山田会長 黄綬褒章記念品贈呈式出席 ADR手続説明会開催 経理部会開催 総会打合せ開催
19日(木)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 総会打合せ開催
20日(金)	山田会長、西川副会長 日行連申取事務研修出席 経審必須連絡会開催 経審新規要員養成実習④開催
23日(月)	山田会長 宮崎会定時総会出席 届出済行政書士管理委員会開催 知立市生涯学習講座打合せ開催
24日(火)	山田会長 日行連業務 鹿児島会総会出席
25日(水)	正副会長会開催 第2回総会・大会運営委員会開催 県建設業不動産課との会議開催
26日(木)	部長会開催
27日(金)	山田会長 日行連業務 石川会総会出席
28日(土)	山田会長 日行連業務 山口会総会出席 名城大学院科目履修（民法Ⅵ）開催
30日(月)	部長会開催 第3回総会・大会運営委員会開催 平成28年度第66期定時総会、定期大会開催
31日(火)	会報委員会（7月号編集）開催 山田会長、熊田局長 県法務文書課と秘書課へ総会御礼挨拶 仙石副会長、伊藤課長 公証人会へ総会御礼挨拶

# 会 | 員 | の | 動 | 向

平成28年 5月25日現在

個人会員数 2,850人  
法人会員数 23法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第16190572号  
会員番号 第5606号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 志波 和佳

事務所 志経営行政書士事務所  
安城市城南町1丁目5番地5  
電話番号 090-6509-1720 所属支部 碧海



登録番号 第16190576号  
会員番号 第5610号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 柳原 勝利

事務所 行政書士柳原法務事務所  
小牧市新町一丁目110番地2  
電話番号 0568-77-8832 所属支部 尾張



登録番号 第16190573号  
会員番号 第5607号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 鬼頭 克巳

事務所 行政書士鬼頭克巳事務所  
名古屋市東区東桜一丁目3番7号 ヒシタビル8F  
電話番号 052-959-2432 所属支部 中央



登録番号 第16190577号  
会員番号 第5611号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 蔡 文民

事務所 行政書士事務所SAIコンサルタント  
小牧市大字北外山3817番地1 クメント小牧705号  
電話番号 0568-54-8464 所属支部 尾張



登録番号 第16190574号  
会員番号 第5608号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 森 健人

事務所 アイリス行政書士事務所  
高浜市青木町五丁目8番地10  
電話番号 0566-53-0322 所属支部 碧海



登録番号 第16190578号  
会員番号 第5612号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 橋本 英行

事務所 はなぶさ行政書士事務所  
長久手市作田二丁目1510番地 加ノアズ藤ヶ丘204号  
電話番号 0561-62-8724 所属支部 東名



登録番号 第16190575号  
会員番号 第5609号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 杉浦 譲

事務所 行政書士杉浦譲事務所  
名古屋市北区城東町三丁目74番地  
電話番号 052-880-5553 所属支部 西北



登録番号 第16190579号  
会員番号 第5613号  
入会年月日 平成28年 4月 2日  
氏名 土井 香里

事務所 土井行政書士事務所  
丹羽郡扶桑町大字山那656番地1  
電話番号 0587-93-2330 所属支部 尾北



登録番号 第16190580号  
 会員番号 第5614号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 原田 裕

事務所 行政書士法人名南経営  
 名古屋市中区錦二丁目4番15号 ORE錦二丁目ビル3F  
 電話番号 052-229-0721 所属支部 中央



登録番号 第16190585号  
 会員番号 第5619号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 長谷川 勝久

事務所 行政書士長谷川事務所  
 岡崎市明大寺町字仲ヶ入23番地178 (コワーキ三島A)  
 電話番号 090-6678-8774 所属支部 岡崎



登録番号 第16190581号  
 会員番号 第5615号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 服部 貴司

事務所 すずはな行政書士事務所  
 名古屋市東区葵三丁目3番8号 ナゾビル404号  
 電話番号 052-508-9517 所属支部 中央



登録番号 第16190586号  
 会員番号 第5620号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 加藤 直樹

事務所 行政書士喜多山南法務事務所  
 名古屋市守山区喜多山南19番27号  
 電話番号 052-710-9072 所属支部 東名



登録番号 第16190582号  
 会員番号 第5616号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 清水 良枝

事務所 Green行政書士事務所  
 名古屋市中区錦一丁目10番12号 服部ビル10階  
 電話番号 052-228-9802 所属支部 中央



登録番号 第16190587号  
 会員番号 第5621号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 鈴木 善貴

事務所 行政書士鈴木善貴事務所  
 名古屋市中川区中郷五丁目259番地  
 電話番号 080-8714-0438 所属支部 名古屋



登録番号 第16190583号  
 会員番号 第5617号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 梅村 守

事務所 行政書士梅村事務所  
 名古屋市守山区川村町12番地  
 電話番号 052-791-6936 所属支部 東名



登録番号 第16190588号  
 会員番号 第5622号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 米川 有

事務所 行政書士市川育生事務所  
 名古屋市天白区中平五丁目1001-1  
 電話番号 052-848-1910 所属支部 昭和



登録番号 第16190584号  
 会員番号 第5618号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 熊澤 了

事務所 行政書士熊澤 了事務所  
 名古屋市西区那古野1丁目14番18号 那古野北館119号  
 電話番号 052-586-4411 所属支部 西北



登録番号 第16190589号  
 会員番号 第5623号  
 入会年月日 平成28年4月2日  
 氏名 森本 亨

事務所 森本行政書士事務所  
 名古屋市天白区植田東三丁目1003番地の4(0747植田S-411号)  
 電話番号 052-846-2530 所属支部 昭和

## 会員の動向



登録番号 第16190590号  
会員番号 第5624号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 鈴木 康弘

事務所 行政書士オフィス鈴木  
岡崎市赤浜町字蔵西12番地1  
電話番号 0564-83-9351 所属支部 岡崎



登録番号 第16190595号  
会員番号 第5629号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 太田 利男

事務所 行政書士太田利男事務所  
岡崎市羽根北町1丁目1番地19  
電話番号 0564-54-8610 所属支部 岡崎



登録番号 第16190591号  
会員番号 第5625号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 久野 泰弘

事務所 行政書士久野泰弘事務所  
みよし市三好町天王55番地8  
電話番号 0561-32-0129 所属支部 豊田



登録番号 第16190596号  
会員番号 第5630号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 土本 勇気

事務所 土本勇気行政書士事務所  
名古屋市瑞穂区柏木町1丁目5番地の1(CORED柏木104号)  
電話番号 052-893-9848 所属支部 名南



登録番号 第16190592号  
会員番号 第5626号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 久田 邦博

事務所 行政書士久田邦博事務所  
名古屋市中川区八田町1401番地  
電話番号 052-361-1925 所属支部 名古屋



登録番号 第16190942号  
会員番号 第5631号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 成田 達昭

事務所 行政書士成田達昭事務所  
名古屋市南区本星崎町字大道354番地の1  
電話番号 052-870-2027 所属支部 名南



登録番号 第16190593号  
会員番号 第5627号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 押金 康作

事務所 あおみ行政書士事務所  
知立市堀切3丁目13番地2  
電話番号 0566-84-5523 所属支部 碧海



登録番号 第16190943号  
会員番号 第5632号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 公文 一理

事務所 行政書士公文事務所  
春日井市高森台6丁目22番地25  
電話番号 0568-92-1459 所属支部 尾張



登録番号 第16190594号  
会員番号 第5628号  
入会年月日 平成28年4月2日  
氏名 小田 靖

事務所 行政書士小田事務所  
名古屋市中区栄四丁目17番20号(葛谷ダイヤル栄601号)  
電話番号 052-242-5200 所属支部 中央



登録番号 第16190944号  
会員番号 第5633号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 西村 裕之

事務所 行政書士西村事務所  
一宮市開明字馬保里14番地4  
電話番号 0586-58-0647 所属支部 一宮



登録番号 第16190945号  
 会員番号 第5634号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 池ノ下 祐亮

事務所 行政書士池ノ下事務所  
 知多郡東浦町大字藤江字前田30番地  
 電話番号 0562-83-4053 所属支部 知多



登録番号 第16190950号  
 会員番号 第5639号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 日下部 敬太

事務所 あいわ行政書士事務所  
 名古屋市中村区名駅五丁目30番1号 いちご名駅ビル2階  
 電話番号 052-414-7801 所属支部 名古屋



登録番号 第16190946号  
 会員番号 第5635号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 柴田 静篤

事務所 行政書士柴田合同事務所  
 豊橋市大岡町93番地1 アーバンステージ豊橋1A  
 電話番号 0532-21-5097 所属支部 東三



登録番号 第16190951号  
 会員番号 第5640号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 沢田 剛啓

事務所 行政書士名古屋中央リーガルオフィス  
 名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車南館1号2階B号室  
 電話番号 052-565-8017 所属支部 名古屋



登録番号 第16190947号  
 会員番号 第5636号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 清田 幸英

事務所 本多証一行政書士事務所  
 名古屋市中区上前津一丁目15番5号  
 電話番号 052-324-0388 所属支部 中央



登録番号 第16190952号  
 会員番号 第5641号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 堀 巖

事務所 行政書士ほりいわお事務所  
 岩倉市大地町野合48番地  
 電話番号 080-5132-5014 所属支部 尾北



登録番号 第16190948号  
 会員番号 第5637号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 石川 玉夫

事務所 行政書士石川事務所  
 愛知郡東郷町大字春木字仲田40番地1  
 電話番号 0561-38-2219 所属支部 昭和



登録番号 第16190953号  
 会員番号 第5642号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 日比 典彦

事務所 ひび行政書士事務所  
 岡崎市真伝2丁目2番地17(SUN CREST 305)  
 電話番号 0564-64-0755 所属支部 岡崎



登録番号 第16190949号  
 会員番号 第5638号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 榎田 昌之

事務所 うめだ行政書士事務所  
 北名古屋市久地野郷廻133番地  
 電話番号 0568-68-8816 所属支部 西北



登録番号 第16190954号  
 会員番号 第5643号  
 入会年月日 平成28年 5月 1日  
 氏名 長谷川 今日子

事務所 行政書士法人エベレスト 名古屋錦事務所  
 名古屋市中区錦二丁目15番19号  
 電話番号 052-212-8848 所属支部 中央

## 会員の動向



登録番号 第16190955号  
会員番号 第5644号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 柴山 育美

事務所 行政書士柴山育美事務所  
春日井市味美白山町一丁目8番地19  
電話番号 0568-34-0438 所属支部 尾張



登録番号 第16190960号  
会員番号 第5649号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 小野 亜実

事務所 行政書士あいち行政&相続  
刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F  
電話番号 0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第16190956号  
会員番号 第5645号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 濱田 毅

事務所 はま行政書士事務所  
安城市姫小川町遠見塚105番地  
電話番号 0566-99-1609 所属支部 碧海



登録番号 第16190961号  
会員番号 第5650号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 西村 伸

事務所 行政書士西村伸事務所  
大府市共和町三丁目1番地の6  
電話番号 0562-46-4467 所属支部 知多



登録番号 第16190957号  
会員番号 第5646号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 太田 尚志

事務所 行政書士太田忠義事務所  
名古屋市北区清水四丁目15番1号 日宝黒川ビル3階306号室  
電話番号 052-991-0376 所属支部 西北



登録番号 第16190962号  
会員番号 第5651号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 濱田 和典

事務所 行政書士和事務所  
名古屋市西区玉池町185番地  
電話番号 052-870-1688 所属支部 西北



登録番号 第16190958号  
会員番号 第5647号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 今井 裕司

事務所 行政書士あいち行政&相続  
刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F  
電話番号 0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第16190963号  
会員番号 第5652号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 川口 泰典

事務所 行政書士川口法務事務所  
小牧市大字三ツ渕2350番地38  
電話番号 0568-54-2995 所属支部 尾張



登録番号 第16190959号  
会員番号 第5648号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 鈴木 茂

事務所 行政書士鈴木しげる事務所  
春日井市西本町3丁目25番地  
電話番号 080-6922-5383 所属支部 尾張



登録番号 第16190964号  
会員番号 第5653号  
入会年月日 平成28年5月1日  
氏名 遠山 安宏

事務所 行政書士 遠山安宏事務所  
豊橋市多米西町一丁目20番地9  
電話番号 0532-63-1255 所属支部 東三



登録番号 第16190965号  
 会員番号 第5654号  
 入会年月日 平成28年5月1日  
 氏名 高田 典子

事務所 行政書士高田事務所  
 名古屋市名東区新宿二丁目58番地  
 電話番号 052-709-7897 所属支部 中央



登録番号 第16190966号  
 会員番号 第5655号  
 入会年月日 平成28年5月1日  
 氏名 山田 光男

事務所 みつお行政書士事務所  
 名古屋市瑞穂区釜塚町2丁目53番地2  
 電話番号 080-3629-4326 所属支部 名南

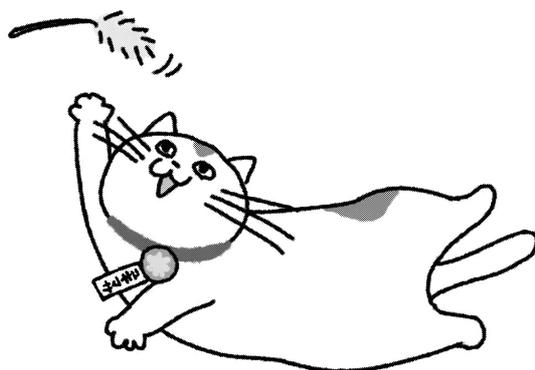
## 法人会員の変更案内

法人番号 第0801503号  
 会員番号 第H16号  
 法人の名称 サポート行政書士法人  
 主たる事務所の名称 サポート行政書士法人 新宿オフィス  
 従たる事務所の名称 サポート行政書士法人 名古屋オフィス  
 社員名 古田 晶稔・岸本 浩明  
 所属支部 名古屋  
 変更事項 社員加入・脱退

法人番号 第1502401号  
 会員番号 第H30号  
 法人の名称 行政書士法人名南経営  
 主たる事務所の名称 行政書士法人名南経営  
 主たる事務所所在地 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号  
 JPタワー名古屋33F  
 主たる事務所電話番号 052-589-2362  
 所属支部 名古屋  
 変更事項 事務所所在地、電話番号

## 退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
東三	山本 四十三	平成28年4月25日
中央	小川 靖	平成28年5月2日
尾張	坪井 憲三	平成28年5月9日
昭和	松井 潤一	平成28年5月9日
東三	榑原 清子	平成28年5月18日



## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	吉田 勤	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F	450-6333	052-589-2362	事務所所在地、 事務所電話番号
	佐藤 公俊	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F	450-6333	052-589-2362	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	大野 裕次郎	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F	450-6333	052-589-2362	事務所所在地、 事務所電話番号
	荻野 恭弘	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F	450-6333	052-589-2362	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	石川 綾夫	名古屋市中村区名駅二丁目36番2号 協和ビル604号室	450-0002		事務所所在地
	寺嶋 紫乃	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F	450-6333	052-589-2362	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	岸本 浩明				単体会変更 (大阪会へ)
	松葉 豪	名古屋市昭和区鶴羽町3丁目21番地の2 (シティハウス御器所204号)	466-0011	052-733-8322	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	森本 亨			052-846-2530	事務所電話番号
	米谷 展生	名古屋市南区豊田二丁目14番11号	457-0841	050-1543-3623	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	谷口 潤	尾張旭市新居町寺田2955番地16	488-0078		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士谷口潤事務所				
東名	野澤 みゆき	名古屋市守山区八剣二丁目2908番地の2 サンハイツ霞ヶ丘201号	463-0022	052-737-1447	事務所所在地、 事務所電話番号
	弓田 清左エ門				事務所名称
尾北	尾北行政書士事務所				
	野澤 三千雄			090-3453-4509	事務所電話番号
東三	岩見 暢昭	豊川市宿町光道寺29番地1 コーポ宿B棟103号室	441-0101		事務所所在地
	田嶋 昭男	豊橋市往完町字往還西19番地	441-8082	0532-33-2541	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	行政書士事務所オフィス風				

# コスモス Cosmos\*

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

2016年7月号



一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

## 一般市民様向けセミナー・相談会等開催報告

日 時 平成27年10月21日(水)13時～14時30分  
 場 所 小牧ふれあいセンター  
 テーマ 知ってみよう～成年後見制度～(法定後見・任意後見について)  
 (エンディングノートの作成方法)  
 消費者被害からの救済について  
 主催 (一社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部  
 講師 岡田英紀相談部長  
 参加者 13名

\*同所にて14時50分～個別相談会\*(参加者2組)

\*なお、コスモスあいちでは、専門家(社会福祉士等)に対する研修や(ミニ)セミナー、企業様への社会貢献、福利厚生のための(ミニ)セミナーや相談会、公的機関、各種団体等が行う(ミニ)セミナーや相談会、施設等が行う入居者のご家族等に対する(ミニ)セミナーや相談会等も賜りますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせ、ご相談下さい！\*

## 企業様向けセミナー開催報告

日 時 平成28年5月18日(水)午前11時30分～11時50分(予定)  
 場 所 名鉄ニューグランドホテル7F「椿の間」  
 演 題 「成年後見制度のあらましを知る」  
 エンディングノートを書いておこう！！  
 主催 熊谷組OB会「悠々会」(熊谷組名古屋支店)  
 講師 (一社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部  
 支部長 増田ちづ子

当日は、悠々会名古屋支部会員様32名、株式会社熊谷組名古屋支店支店長様他、役職社員四名が参加され、資料に目を通しながら、非常に熱心にセミナーを聞いて頂きました。

また、エンディングノートを32冊販売させて頂き、皆様の関心の高さも感じました。

## コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成28年7月13日(水)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成28年5月6日(水)
平成28年8月17日(水)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成28年8月10日(水)
平成28年9月14日(水)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成28年9月7日(水)

時 間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

## 業務報告書について

コスモスあいち業務管理部  
業務報告書平成27年10月1日に（一部）改訂されました。今後は最新様式を利用して下さい。

コスモス会員ホームページ(<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>)よりファイルのダウンロードが出来ます。後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。後見事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。後見事務経過記録・金銭出納帳・通帳の写しは報告対象期間である3ヶ月分です。

提出期間は以下の通りです。

### 記

- 1月提出分は（10月1日～12月31日についての報告）
- 4月提出分は（1月1日～3月31日についての報告）
- 7月提出分は（4月1日～7月31日についての報告）
- 10月提出分は（8月1日～9月31日についての報告）

以上

## あ と が き

7月号が皆さんの所に届く頃には、もう夏です。今年も暑くなりそうです。熱中症予防には水分補給を怠らないようにしましょう。

今回は私が担当ですので、少し医療関係の事を書かせて頂きます。つい最近、突然「帯状疱疹」に罹ってしまいました。直接の原因は不明ですが、ネットで調べるとストレスが要因ではないかと書いてありました。年齢と共にストレスに鈍感になりつつある昨今、体の半身（腹から背中）にヒリヒリ感を感じてから1週間ぐらいで、神経に沿って発疹（水痘発疹）が現れ始め、「水痘ウイルス」を死滅させるのに1～2週間、完全に元の皮膚状態に戻るまでにその後1カ月掛りました。子どもの頃の水痘ウイルスが30～40年間“神経節”に隠れており、ストレス等で体の免疫が弱まった時、出て来るのだそうです。

非常に厄介で、尋常でない激痛が続き、夜も眠れませんでした。（誰でも起こり得ます）

このような事で3件の本会・支部会務を休ませて頂きました。（ご迷惑掛けました）

最近「帯状疱疹」に罹る患者が増えており、早急の治療が、痛みの後遺症を残さない手立てだそうです。皆さんも十分お気を付けください。

会報副委員長 長峰 均

## 《今月の表紙》 岡崎城

岡崎城の起源は15世紀半ばまで遡ります。西郷頼嗣によって築城されたのがそのはじまりです。

天文11年（1542年）12月26日、徳川家康が、この岡崎城で誕生しました。

家康の少年期は他の大名の人質となり、岡崎を離れていましたが、今川義元が桶狭間合戦で亡くなると、家康は19歳で岡崎城に復帰しました。三河一向一揆を鎮圧するなどして三河一国を支配下におき、岡崎城を拠点に天下統一という偉業への基礎固めをしました。

元亀元年（1570年）、家康は本拠を浜松に移し、嫡男信康を城主としました。信康の後は、家康の重臣や豊臣秀吉の家臣が城主となりました。

江戸時代、岡崎城は「神君出生の城」として神聖視されており、本多家、水野家、松平家など家格の高い譜代大名が城主となりました。

明治という新しい時代になると、不要とされた城郭の大部分は取り壊されてしまいました。堀と石垣が昔の面影をわずかに伝えるばかりでした。

しかし、市民の強い思いにより、昭和34年にほぼ昔どおりの外観の天守閣が復興されました。

こんにち岡崎城には、毎年20万人前後の人々が訪れています。天守閣の2階から4階の展示では、岡崎藩の藩政や庶民の暮らし、歴代城主などが紹介されています。5階の展望台に登ると、岡崎市内の景観を一望することができます。

（参考文献『神君出生の城 岡崎城』

『岡崎城 城と城主の歴史』）

## 会報277号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	野田 悦子
	次 長	山田 安政
	部 員	山本 篤
会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	〃	鈴木 直美
	本号担当委員 (表紙)	伊東 毅
	(会員訪問記)	鈴木 直美

## 会報277号 平成28年7月1日発行

発行人 山田 高嗣  
編集人 野田 悦子  
袴田 崇  
発行所 愛知県行政書士会  
〒461-0004  
名古屋市東区葵一丁目15番30号  
TEL 〈052〉 931-4068 (代)  
FAX 〈052〉 932-3647  
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp  
http://www.aichi-gyosei.or.jp  
印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

# 行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

**開設日** 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

**ところ** 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

**内容** 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款  
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係  
不動産関係／自動車登録／著作権等  
※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

## 行政書士ADRセンター愛知



### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
  - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分